

平成18年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

平成18年9月13日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 4 番 片 山 孝 良 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（1名）

15番 山西 桂 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町	長	松原茂樹君	
助	役	上田正君	
助	役	堀郁太郎君	
教	育	長	山本和之君
参	事	寺井行雄君	
参	事	田渕敬治君	
瑞穂支所	長	森田一三君	
和知支所	長	片山長男君	
総務課	長	谷俊明君	
企画情報課	長	田端耕喜君	
税務課	長	岩田恵一君	
住民課	長	岩崎弘一君	
保健福祉課	長	野間広和君	
子育て支援課	長	朝倉富雄君	
地域医療課	長	上田進君	
産業振興課	長	山田進君	
土木建築課	長	松村康弘君	
水道課	長	田井勲君	
教育次	長	長谷川博文君	

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局	長	伊藤康彦君
書	記	山内圭司君

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

下伊豆会計課長から、通院治療のため、欠席する旨の届けを受理しておりますので、ご報告申し上げます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番議員・篠塚信太郎君、14番議員・吉田 忍君を指名いたします。

《日程第2、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、今西孝司君の発言を許可いたします。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 皆さん、おはようございます。美里会の今西でございます。

本日は、先に提出をいたしております通告書に従いまして、3項目にわたり質問をさせていただきます。

まず1項目は、北朝鮮によるミサイル発射と国民保護法の問題について伺いたいと思います。

実は、私、旧丹波町時代に、北朝鮮による日本人拉致問題について、当時の横山町長に対し、その見解を伺うべく、通告書を提出いたしておりました。横山町長も答弁を用意していただいていたようですが、急遽取り消しをお願いしたことがありました。当時の丹波町議会議員の方では、記憶に残っておられる方もあろうと思います。

当時、横山町長に伺おうとして伺えなかった日本人拉致問題に対する見解をも、松原町長に改めて伺いたいと思いますので、そのことも含めてお答えをいただくよう、よろしく願いいたします。

7月5日の早朝、北朝鮮はテポドン、ノドンを含むミサイルを日本海に向け7発も撃ち込みました。まさに狂気のさたとしか言いようのない無謀な行為であります。ちょうど私もテレビで放映をされていたサッカーの試合を見ている最中にニュース速報が流されました。以前から、ミサイルが発射台に装着され、燃料も給油されたことはニュースで聞かされていましたが、これはおどしであり、まさか本当に発射するとは思っていなかったもので、えらいことになったととまどいを感じました。

北朝鮮側は、訓練だと言っているようですが、常識では考えられない狂気のさたと言う以外にない行為であると言わざるを得ません。

いずれにしても、このような常識が通じない国が、我が国の隣国として存在する現実、現実として受けとめなければならないことは確かであります。

それにしても、我が国の政府の対応は遅過ぎたのではないのでしょうか。政府が対策会議を開き、都道府県を通じて各自治体に連絡がされたのは、最初のミサイルが発射されてから3時間を経過しての後でありました。余りにも対応が遅かったのではないのでしょうか。北朝鮮から日本に向けミサイルが発射されたとしたら、数分で日本に着弾します。これが実際に日本本土をねらった場合であれば、3時間も経過してから連絡を受けたなら、日本全土が死の海と化しての後であると思いますが、いかがでしょうか。

ミサイルに核弾頭が装着されていなかったこと、日本本土から数百キロ離れた日本海に着弾したことで大事には至りませんでした。日本海には多くの漁船が操業していますし、福井県の日本海沿岸は原発銀座と言われるように、多くの原発が林立しています。万が一過って原発に着弾するようなことにでもなれば、我が町にも大きな被害が及ぶことは避けられません。

こうした中、近隣の市町では、首長・議長名で北朝鮮に対する抗議を表明していますが、我が町ではどうだったのか。

日本人拉致の問題でも、うそとでたらめで塗り固められた対応しかしてこなかった国に対し、抗議をしてもどうにもならないのかもしれないかもしれませんが、このような無謀な行為を黙って見過ごすわけにはいかないと思いますが、いかがでしょうか。

政府は、北朝鮮が日本本土をねらい撃ちするはずがないとたかをくくっていたのか、それとも、小泉総理の発言にあったように、北朝鮮はミサイルを発射しないと思込んでいたのでしょうか。

いずれにしても、安倍官房長官をはじめ、自民党首脳が多くが今回の日本政府の対応は迅速で適応した対応であったと自画自賛をしているようですが、果たして本当にそうだったの

かと疑問を感じずにはられません。

このようなときの対応は、1分1秒を争うものであります。仮にパニックになるようなことがあったとしても、全国民を対象にした訓練として生かすためにも、国民保護法のもと、対応できる体制をとってもよかったのではないかと思います。町長はどのようにお考えかをお聞かせください。

今年の6月議会において可決された「京丹波町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」、「京丹波町国民保護協議会条例」の2条例は、7月1日から施行され、既に機能していますが、果たして本当に機能しているのかと疑問を感じずにはられません。

ここで、最初に申したように、以前、横山町長に伺おうとしてできなかった日本人拉致のことについて、松原町長の見解を伺いたいと思います。

北朝鮮による日本人拉致は、国家犯罪であると思います。決して許されるものではありません。北朝鮮は、一刻も早く拉致していった日本人を無条件で返還させるべきであると考えます。北朝鮮側が主張する、第二次世界大戦以前に日本側が行った植民地政策や強制連行などの行為は行為として認め、その償いはするべきであります。だからといって、拉致の問題をうやむやにすることは許されません。

日本政府としても、北朝鮮に乗り込んでいって、力づくで奪い返してくるというようなことはできないと思います。北朝鮮にひたすら返還を求める以外にはないのですが、「返してください、返してください」とお願いを繰り返しているだけでは、相手は返してくる様子すらなく、まだ数百人もいとされる拉致の疑惑がある日本人のすべての人が死んだのだという、いいかげんな言いわけに終始しているありさまです。

拉致被害者の横田さん・有本さんのご両親や増本さんの弟さんなどは、テレビに出て、「北朝鮮に制裁をするべきだ」と訴えてこられた中、北朝鮮の船舶は、連日日本の港に入港を繰り返しています。

今回のミサイル発射があつて、初めて万峰景号の半年間の入港を規制することになりましたが、今日まではほとんど無制限に入港を行ってきたこととなります。

そうした中で、ミサイルの重要な部品のほとんどが日本製であったと言われるように、日本から持ち出されたものであると思います。

拉致被害者の家族の人たちが制裁を求めておられるのですから、制裁も含めた対応をするべきだと思いますし、半年間の入港規制などと言わず、中途半端な制裁をとることなく対応をする必要があると思います。中国の銀行でさえ、マカオの銀行の北朝鮮の口座を閉鎖するような行動に出たのですから、日本としても、無制限で日本から北朝鮮への送金のすべてを

停止させるような対策をとるべきであると思われませんか。

これら一連のミサイル発射・日本人拉致に対する町長の見解を伺うと同時に、「国民保護法」の有効な運営を国に求められるよう進言し、この問題の質問とします。

次に、下山地域の問題で質問いたします。

「牛ふんの野積みは一向に改善されていない」として、畑地に野積みされた牛ふんの問題、堆肥センターの機能の問題について伺いたいと思います。

6月議会において、牛ふんの野積みについて質問をしたとき、町長は答弁で、「梅雨の時期までに、すき込み・客土によって、飼料作物・観賞植物等の栽培も含めた指導をする」と答弁をされました。まだ3カ月しか経過していないので、町長もきっと覚えておられると思います。これはなかなかよい案だと、私もそのとき感じました。

しかし、梅雨の時期はとっくに過ぎましたが、現地は一向に変化した様子もなく、そのまま放置され、人の背丈ほどにも伸びた雑草に覆われ、牛ふんそのものは見えにくくなっていますが、改善はおろか、中には野積みが増えているところさえもある現実であります。

観賞植物の栽培については、休耕田等を利用して、チューリップ、ヒマワリ、コスモス、ラベンダーなどを栽培し、都会からの人々を呼び込み、町おこしにつなげている自治体も少なくありません。

幸い、我が町も、京都や大阪などの都市圏からも日帰りで訪れることができるちょうどよい距離にあります。丹波自然運動公園や質志鐘乳洞、食彩の工房などとタイアップさせ、売り出せば当たるのではないかと、町長の案をお聞きして感じました。

酪農地帯の農地を借り上げ、特色のある観賞植物を栽培し、観光農園のような形で都会の人々を呼び込めば、牛ふんを畑地に捨てることもできなくなり、環境面でも大きく改善されるのではないかと思います。

野積みが改善されない原因は、酪農家による処理の問題だけでなく、堆肥センターの土間コンクリートが大きく波打っていて、爪がひっかかるからと爪をカットしてしまったため、土間が低いところは万遍に攪拌ができず、牛ふんがパイプの穴を防ぎ、熱風が吹き出さないところもあり、計画どおりの乾燥処理ができていないということをお聞きしました。

畑地の牛ふんはおろか、牛舎から発生する牛ふんの処理さえおぼつかない現状であると酪農家から聞きましたが、現状はどうかを隠さないで明らかにしていただきたいと思います。

計画当初から、500頭の乳牛の牛ふん処理ができるという説明であり、今、上新田には350頭ぐらいの乳牛が飼育されていると聞きますが、350頭分の牛ふん処理が十分でき

ていないというのでは、機能は60%から70%ぐらいしか発揮されていないことになりませんが、実態はどうかをお聞かせください。

堆肥センターの不具合の原因はどこにあり、その責任はどこにあるのかを明らかにする必要があるのではないのでしょうか。建設を指導した側・建設を行った側・最終検査を通した側のいずれかに責任があるものと思います。その責任の所在を明らかにして、改修を行うなり、工事のやり直しをするなりしなければ、処理能力の改善はいつまでたっても望めません。そればかりか、畑地の野積みは日を迫うごとに増えていくというのが実情ではないのでしょうか。

このままだましまし運営させていくのでは、当初の処理能力が発揮されないばかりか、堆肥センターの崩壊ということにもなりかねません。ここまでくれば、法に訴え、責任の所在を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

そもそも、日本で初めてというような施設を導入するからには、それだけの根拠を持って当たるべきであったし、議会にも諮らずに取り入れたことに対する責任も明確にする必要があると思うが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

次には、同じ下山地域の問題ですが、下新田の集会所に面したクラベシ林道周辺に、以前はS建設が残土の捨て場として埋め立てを行い、現在はK興業がその工事を受け継ぐ形で残土を埋め続けている場所があります。我々の目からすれば、かなりの大規模な埋め立て工事であると思えるのですが、これは小規模な工事であり、届け出が必要ないのでしょうか。

入り口のところに表示がないので、恐らく許可はおりにないものと思われませんが、万が一にも災害が発生しないと言い切れるのでしょうか。もしも大雨などで土砂が流出すれば、クラベシ林道の側に流入することも考えられますし、埋め立てられている残土に産廃などが含まれていることも考えられます。

この地域は、町長の目と鼻の先であり、地元でありますので、よく把握はしておられると思いますし、地元下山の人たちから不安の声が出ていることも理解されていると思いますので、町長はどのように見ておられるのかを伺っておきたいと思います。

次に、教育の問題で、3点、教育長に伺います。

まず1点目は、親殺害・子殺害の問題であります。

最近、連日のようにこれらの問題が報道され、もうちょっとしたことでは「あっ、またか」という感じで驚かなくなっているように感じられます。昔にもこのような事件はあったにはあったのですが、ここ最近、特に増えてきているように感じます。これらの事件の原因は、教育のあり方に起因している面があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育基本法の見直しも言われている昨今であります。見直しを行う、行わないについては賛否両論がありますが、教育基本法が改正されるのであれば、「愛国心」のみならず、「愛人心」といいますか、人間や動物を愛する心を持つことの必要性をもっと強く教育基本法の中にうたう必要が感じられます。

ここ最近では、「道徳」を教えることが悪であるかのように言われ続けていますが、動物や虫でさえも持ち合わせている子を愛する心、親を敬う心を人間に教育しなければならないことは情けないことではあります。現在の実情からすれば、それも重要なことだと思います。日常的に心の教育を行い、精神的に欠けている部分を補ってやらなければならないのではないかと思います。

幸いにして、我が町京丹波町では、このような痛ましい事例は見られませんが、これから先にも絶対にないとは言いきれないと思います。万が一に備えて、日常的に教育が必要であると思いますし、人間づくりの教育にどのように取り組んでおられるのかをお聞かせください。

それとともに、先に申しましたように、教育基本法の改正に向け、人間教育の重要性をもっと強く織りまぜられるよう、教育委員会として政府に対し、要望を行ってください。

次に、「須知高校をどう守るか、具体的な方策を示せ」としてお伺いをいたします。

須知高校を守り育てていかなければならないという思いは、京丹波町民ならだれもが持っていると思いますが、それなら、どうした形で守り、育てていくのかという具体的な方策は示せていないのが現実であります。

少子・高齢化や過疎化によって、生徒数は全国的にも縮小傾向にあることはとどめようのない現実であります。それに追い打ちをかけるように、中・高一貫教育などという形で優秀な子どもを集めようとする動きも見られます。また、大学への進学を目指す子どもたちは、有名進学校に入学をする子どももいて、京丹波町内の子どもであっても須知高校に進学をしない子どもが結構いると聞いています。

このような状態が続けば、須知高校はどこかの高校の分校となるか、統廃合によりなくなってしまふことにもなりかねません。「須知高校は京丹波町の宝だ」と幾ら口先ばかりで言ってはみても、このまま放置され続けられれば、最悪の結果を招くことは火を見るよりも明らかであります。これからの須知高校が生き残りをかけてやらなければならないこととすれば、職業科の充実を図る以外にないと思います。結局、農業畜産科の充実を図ることを怠ったことにより、園部の農芸高校に奪われてしまうという苦い経験をしているわけであります。

広大な面積、豊かな自然を生かした新しい職業科の創設も含め、未来の須知高校像をもう

一度描き直してみる必要があるのではないのでしょうか。須知高校は、すばらしい歴史のある学校であり、京丹波町に唯一の高校でもあるわけですから、京丹波町を挙げて全力で守っていかねばならないと思います。

できるだけ早期に、府教委はもちろんですが、学校・町行政を含めた対策委員会を立ち上げ、具体的な協議をするべきであると思います。「まだ大丈夫だ」、「時期尚早だ」などと言っているうちに、手の施しようがなくなってしまうかねません。学校や府教委に対し、対策委員会の設置を提案していただきたいと思います。

最後に、「安全通学のために」として質問いたします。

下山小学校から黒瀬橋の間の歩道に、車道の側に手すり型のガードが設置され、安全の向上が図られました。これは、車から身を守るだけでなく、通りすがりの不審者から身を守るためにも大変有効であると思います。地元、下山の人たちは、白土方面の歩道にも設置をしていただきたいという要望を聞きます。近いうちに、下山バイパスの白土側のインターの工事も始まると思いますので、それに合わせてでも、ぜひこちらの側にもガードを設置していただくよう国土交通省に要望していただくよう、お願いいたします。

そして、できることなら、全町の通学路に、子どもの安全を守る意味から安全施設を設置していただくよう要望し、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

それでは、今西孝司議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず初めに、北朝鮮ミサイルと国民保護法についてでございますが、世界平和と日々の安心で安全な生活はだれもが願うところでありまして、それを侵すことは決して許されることではないと思っております。

さて、本年7月5日の早朝に、北朝鮮から日本海へ向けてのミサイル発射に対しては、我が国を含む関係各国の再三の警告にもかかわらず発射を強行したことは、国際平和を脅かすものであり、大惨事につながりかねない、極めて危険な事態であったと認識せざるを得ないものであります。

今回の件で抗議声明を出すことは、町民の平和と安全を預かるものとしては大切なことであり、国際社会に向けて、より大きな力として声明を出すことが効果的と思っております。

そうした中で、平成18年7月7日付で、京都府町村会長と京都府町村議会議長名で、「北朝鮮のミサイル発射に抗議する声明」を出しております。そしてまた、国民保護法と今回の行動に関しては、国民保護法の機能は、国から都道府県、そして市町村と連携するもの

であります。武力攻撃等の行為が発した事態、または明白な危険が切迫していると認められるに至った場合に、国がまず判断して動員することになっているところでございます。

また、拉致問題の件でございますが、このことについては、まず北朝鮮が6カ国協議の場につかれることが先決であろうというふうに思っているところでございますし、そのことを強く望むものであります。そして、その場で事実を認め、拉致した日本人、また諸外国の人々を返還するべきだというふうに思っております。

9月20日の新政権誕生のもとに、制裁等の圧力と話し合い両面で、これらの問題が一日も早く解決が図られることを期待いたしているところでございます。

次に、下山地域の環境問題の1点目でございますが、堆肥センター周辺農地の環境整備については、京都府とも現地を幾度となく確認し、指導するとともに、対策を検討してきたところでございます。すき込み・客土による飼料作物・景観植物の栽培を含めた環境改善指導もしてまいりましたが、現実に至らず、指導担当課の不備もあり、深くおわびを申し上げます。

その後、農事組合法人丹波ユーキに対し、9月中には順次すき込むことで確約させましたので、その状況を見て実現されないときは、府との連携のもと、家畜排泄物法に基づく頭数の削減等、厳しい対応をとる方針でございます。さらに、運営補助金についても再考をしてみたいと考えているところでございます。

また、堆肥センターについては、施設前面舗装、ポンプ配管の保温、攪拌爪等、床面の間隔調整など、これまで町としても積極的に改善に取り組んできていますが、投入する堆肥の水分比率の調整など、技術的な問題もあります。

この調整をした後、京都府畜産試験研究所と連携をとり、運営マニュアルを作成し、それに基づく適切な運営を図りたいと考えております。

すべての施設、機械について、完璧にトラブルなしで稼働するものではないというふうには思っております。利用者やオペレータの善良な管理者の注意を持って運営されなければならないものであり、丹波ユーキの今後の献身的な歩み寄りがなく、依然として周辺環境に影響を及ぼすことがあれば、議員ご指摘のように、法的手段をとらざるを得ないと考えているところでございます。

2点目の、下新田の残土捨て場の問題でございますが、この件につきましては、現在、盛り土面の整地、盛り土のり面の成形、そして管渠等による雨水処理等、一定の整備はされているというふうに認識をいたしております。

しかしながら、現状においては、一部のり面の表土の流出が見られ、隣接する山林に流入

している状況もございます。現在、指導に向けて事前調査中ではありますが、土砂の流入した山林所有者と協力しながら、残土捨て場の所有者に対し、流出土砂の原形復旧と今後の適正な維持管理が図られるよう、指導を行う所存であります。

また、今後はこの教訓を生かし、パトロール等を定期的を実施し、より積極的に環境保全等について適正な監視・指導を行ってまいりたいと思っております。

以上で、今西議員の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 今西議員さんの学校教育の充実につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、人づくりの教育についてでございますが、昨今、児童・生徒が犠牲になる痛ましい事件、また逆に、児童・生徒が加害者となる事件等が頻繁に発生しておりますが、このことにつきましては学校現場でも重く受けとめておりまして、「生命」の大切さを事件の起こるたびに、また日常的にも指導しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、教育が人格の完成を目指して行われるものである以上、道徳教育は学校教育の基本にかかわるものと存じております。

このことから、本年度、本町が掲げております京丹波町教育方針におきましても、人権教育の充実、命の大切さの学習を道徳教育の基本に据え、人間としてよりよく生きるため、「生命を大切に作る心」、「他人を思いやる心」など、豊かな心を育てる道徳的戦略の育成を示し、児童・生徒の発達課題に応じて、年間指導計画により、指導を実践しているところでございます。

また、道徳教育は、学校教育活動全体を通じまして行うことを基本といたしておりますが、道徳の時間はもちろんでございますが、各教科や特別活動、総合的な学習の時間におきまして、それぞれの特質に応じた適切な指導を行っております。

あわせて、教師と児童・生徒の信頼関係ですとか、児童・生徒相互の豊かな人間関係を築くことを大切に指導を行っているところでございます。

当然、家庭との連携も大切にしながら、社会教育の充実も図る中で、心豊かな地域社会の構築に向けた取り組みを進めてまいりたいと存じております。

また、教育基本法のこともお述べになりましたけれども、今日までの社会的な背景を反映した内容で議論されているものと認識をいたしているところでございます。

次に、須知高校の件でございますが、須知高校のエリアにつきましては京丹波町が中心でございます。本町の中学卒業予定者数につきましては、平成18年度、本年度は193名で

ございます。以降、若干増減はあるわけですが、減少傾向は否めないところでもあるわけでございます。

本年度の須知高校の募集人員につきましては、総数で120名となっております。中学校卒業生の数から見ますと、多数がチャレンジしてくれることを期待いたしておるところでございます。

しかしながら、少子化のみならず、受験できる高校の選択肢もかなり広がっておりまして、他の府立高校ですとか、私立の高校志向などにより、進路の多様化が進んでおります。地元高校への進学は、必ずしも順調であるとは言いがたい状況は、議員ご指摘のとおりでございます。

専門学校を含めた学科再編につきましては、京都府内の実情、また将来性を踏まえる中で、京都府教育委員会として検討されていると聞き及んでおります。

また、年1回ではございますが、須知高校同窓会の呼びかけによりまして、本町と、これは町長と教育長が出席をさせていただいておるわけですが、学校関係者、同窓会役員さんとの意見交換の場が持たれておりまして、活性化に向けた魅力ある学校づくりにつきまして、それぞれの立場から問題提起がなされております。校長も、意欲的に取り組んでいただいているところでございます。

これらの状況を踏まえながら、須知高校が歴史と伝統のある町内唯一の高校という町民の皆様方のご認識もいただく中で、町行政といたしましても須知高校を守るという視点ではなくて、今日までといいますか、以前の伝統を、校風を復活させて、さらに充実、発展させていくという視点で、できる限りの支援をしてまいりたいと存じております。

次に、安全通学についてでございますが、登下校時の児童・生徒の安全確保につきましては、昨今の社会情勢からして極めて重要な課題であると認識をいたしております。

不審者対策につきましては、おかげさまで高齢者の皆さんを中心にした「地域見守り隊」のご協力が各所で得られるようになりまして、大変心強く思っているところでございます。

また、交通事故の対策につきましては、学校等において常に子どもたちに対しまして指導を言っているところでございますが、道路工事中の箇所も出てきておりますことから、狭い歩道等の通行の仕方などにつきまして、徹底を図っているところでございます。

いずれにしましても、危険箇所につきましては、下山小学校の例のように、国土交通省をはじめとした関係機関と連携を持って対処してまいりたいと存じておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） それぞれの質問に対してお答えをいただいたわけですが、今回、私がこの質問をいたしました3点は、ともに大変重要な問題であると私は認識をいたしておりますので、数点にわたり再質問をさせていただきたいと思っております。

7月の7発のミサイルの発射は、大変憂慮されるべきであったと思いますが、現在、アメリカの偵察衛星が北朝鮮を映したところ、大型の車両が次のミサイルの発射準備をしているような様子が伺えるというようなことも報じられております。

こうした暴挙については、やはり町長が先ほど京都府の町村会長及び議長の名で抗議を行ったというふうに言われましたけれども、新聞、その他で報じておるところによりますと、綾部市や福知山市の方は各自治体において、市長名、議長名において抗議を明らかにして、北朝鮮に表明をされたということが報じられました。

私たちは、京都府全体として遺憾の意を表明するということはもちろん重要なことであると思っておりますけれども、各市町村においても、やはりそれなりの意思というものを表明しなければならぬのではないかとこのように感じておるわけです。

というのは、やはり仮にあの中のプロトドンは、本来ならハワイ沖に向けて発射をしたのが、失敗をして日本海に着弾をしたというようなことが報じられておりましたけれども、もし失敗をして福井県の日本海沿岸に着弾をするということも考えられるわけです、次のミサイルが発射された場合。そしたら、我が町もあそこの原発の放射能の影響はもろに受ける範囲に我々は住んでおるわけですので、やはりそういうことを考えても、京丹波町の町長、議長名で異議を申し入れるべきではないかというふうに思うのですが、その点はいかがかということをお伺いしておきたいと思っております。

それから、先の私の質問をいたしました拉致問題に対する制裁の問題でも、余り詳しくはご答弁いただけなかったというふうに受けとめておるんですけれども、やはり向こうへ、6カ国会議に出てきて「こっちの話を聞け」という、それももちろん世界情勢の中では大事なことですけれども、我が国日本としてはやはり何らかの制裁を行って、強弱をつけた対応というものが必要ではないかというふうに私は考えるのですが、町長は、その点、どのようにお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

私は、元来、この戦争というか、そういう武力攻撃をするというようなことは、余り賛成の立場ではありませんでしたけれども、こうしたミサイルがいつ飛んでくるかわからないような状態に日本が追い詰められている中では、やはりアメリカが日本にも装備をしようとしておる迎撃ミサイルとか、そういうこともやはりこれから先、北朝鮮があれだけのことをやる

のなら、必要性も出てくるんじゃないかというふうに、私はちょっと考えが最近変わってきたんですけれども、そのことに対して町長はどのように考えておられるかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

国民保護法については、さっき町長もお答えいただいたわけですが、政府の方から京丹波町なら京丹波町に申し入れがあって、初めてそういうことに備えるんやということと言われましたけれども、政府が今回の対応をするのは、かなり予測していなかったということもあろうかと思いますが、対応がかなり遅かったんじゃないかというふうに思いますけれども、その点については町長はどのようにお考えかということをお伺いしておきたいと思います。

また、拉致問題についての話が、なかなか日本と、このところ北朝鮮、6カ国協議もなかなか進んでいないので、2カ国間の話し合いもなかなか進んでいないということで、時間だけが長くただらだと続いているというようなことでありますが、北朝鮮は戦前の植民地政策をとった日本側の行動に対する批判や、何か自分のところの国にとって都合のよいことばかりを主張して、一向に拉致問題の本質を明らかにしようとしておりませんが、このことについて、町長にこんなことを伺うのは筋違いかもわからんけれども、その北朝鮮の行為というものに怒りを感じられないかと。日本人の多くの方が、やっぱり北朝鮮の対応に対して大きな怒りを感じておるとお思いますので、そこのところはどのように感じておられるかということも伺っておきたいと思います。

それと、今回のミサイル発射で万峰景号の半年間の入港を禁止いたしましたけれども、この京都府の舞鶴港には北朝鮮の船舶が多数入港して、貿易活動なんかを相変わらず行っておるといふようなことを聞いておりますけれども、万峰景号だけを入港させないような対抗措置というか、そういうことでは余り効果が上がっているようには私は思えへんですけれども、政府の対応の甘さというものを町長は感じられないかということをお伺いしたいと思います。

それと、次には牛ふんの処理問題でございますけれども、さっき、9月中には何とかすき込みをさせるというふうに町長からお答えいただきましたけれども、6月の議会の答弁では、観賞植物の栽培も含めた対応を考えたいというふうにおっしゃられたことで、私は町長のその案を大変よい案やなど、そのときは実感をいたしました。

というのは、この京都府の丹後の方ではチューリップを栽培したり、ほかの地域ではヒマワリやラベンダーなどを休耕田とかに栽培をして、観光農園みたいなような形で都会の人を呼び込んで、村おこしをやっている自治体が多数あるように聞いております。幸い、この京丹波町というのは、京都市からも大阪市の方からも「日帰りでちょっと行ってこか」という

ふうに、ちょうどよい距離にありますし、それを食彩の工房の活性化につなげたり、自然運動公園を訪れるのと組み合わせたり、質志の鐘乳洞と一緒に組み合わせる観光農園みたいな格好で発展させるのは大変有意義であるというふうに私も感じておりましたが、それを、観光農園を酪農家にやれといっても、酪農家はもう牛を育てるだけで、朝も早く暗いうちから起きて、一生懸命晩暗いうちまで仕事をしておられるので、そんなことをやる余裕というものは恐らくないと思うので、やはり農業公社なり何かを利用して、行政の側で農地を借り上げて、そういう観賞植物を育てるということをやらなければ、実現をしないのではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、堆肥センターの不具合については、十分機能していないということを上新田の酪農家から聞きましたが、現在どういう状況なのかということをはんまに明らかに、議員の前に明らかにしていただきたいというふうに思います。

それとともに、堆肥センター建設時の問題についても、責任の問題がまだ解決されていないのではないかとこのように思います。これは、町民の前に明らかにしないと、疑惑が払拭されないのではないかとこのように思います。

先ごろも、安井の村山良夫氏から議員全員にあてて、「確認書」と題した質問書が寄せられました。町長も御存じじゃないかというふうに思います。返答は、議長が一括して行うということですので、私は返事は一切しておりませんが、その確認書の文書の中に、「去る7月10日、松原町長様より、堆肥センターの工事代金は、一時期、町職員等により個人の資金で立てかえ払いをしていた。自分としては、公金でなく、個人の資金で対応していたことで事後処理をするのに救われたとの発言があった」というふうに書かれております。

これは、公金を使い込んで、それを処理しておいたら大変な事態になったけれども、個人の資金でそれが解決されておったということで、町長としては安心したというふうなことを言われたのであろうと私は推察をしておるんですけれども、うわさ話のような形でこういうことを私は初めて聞いたことで、前はうわさ話のような格好で、だれかが賠償金を出したというようなことをちらっと聞いたんですけれども、正式に議場の場でそのような説明を受けたという記憶は一切ありません。

このようなことで、一般の住民の方がそういうことを、どこで把握されたのか知らんけれど知っておられて、それが事実であれば、議員の責任というか、そういうあれが問われても仕方がないんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、12月議会でしたか、専決処分で解決をしたということは説明を受けましたが、それがどんな過程で、どのように処分をされたのかというようなことは一切説明で聞いておりませんが、今議会でもよろ

しいので、この問題は、ほんまに何も一切どこにも秘密とか隠し事がないんやということ
を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、残土処分場の問題ですけれども、これはちょっとさっき私が聞き漏らしたのか
どうかしらんけれども、町の方が認可を与えて処分場がなされているものなのかどうなのか
ということをお伺いしたいと思います。

大体認可がある処分場なんかは、入り口のところに認可証みたいなものを立てて、いろん
なことが記された標記みたいなものが立っておるんですけれども、あそこは人が入り込めん
ように、トタンでつくったドアがしてありますけれども、そういう標記は一切掲げられてお
りませんので、本当に正規な残土処分場なのか、違法な残土処分場なのか、一般の者が見て
もわからんということがあります。

それで、ドアがしてあるので、あそこから入るなということであろうと思って、私はそこ
から中へは入っていないんですけれど、山の方からぐるっと回って見ますと、さっき町長が
言われたように、一部の土留めのところが崩れておるところもありますし、何か谷であった
ところが途中まで埋められておって、残りがゴボーンと窪地になって穴があいておると。そ
れで、大雨が降ったら、あそこにザーッと水が流れ込んだら、土砂が流出するんじゃないか
というふうな心配があります。

その谷の中には、何か黒いパイプのようなものがピッと1本埋めてありましたけれども、
あれで本当に大丈夫なのかという心配もありますので、一遍議会ででもちょっと視察に行っ
て、皆さんに見ていただいたらいいんじゃないかなというふうなことも感じました。

それから、最後に、教育長に人づくり教育の面について、くどいようですけれども、ちょ
っと二、三質問をさせていただきます。

最近の親殺害、子殺害の事件が増えている起因は、やっぱり時代背景というものもそれは
原因の一つにあげられるかもわかりませんが、やはりこれまで、我々が子どもの時代
から、戦後の教育というものがちょっと誤った方向に行っていたんじゃないかと。そこで育
った親が、今、子どもを殺す親になっておったり、そうした親に育てられた子どもが親を殺
害するということも考えられるのではないかとこのように思いますけれども、教育長は、そ
の点、どのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと。

ちょっと教育の失敗が、つけが今来ておるんじゃないかというふうに思うんですけれども、
その点はいかがかというふうに思います。

それで、さっき申しましたように、教育基本法というものが、今自民党の中では改正する
んやという動きになっておりますけれども、この教育基本法というものは、本当に見直され

るんであったら、もっとその中に人間愛というものをもとした法改正がなされるように、教育長の名前でもいいし、教育委員会の名前でもいいので、国に進言をしていただきたいというふうに思います。

それと、さっき、教育長もよく理解されておるとおもいますけれども、こうした人間づくりの教育というのは、京丹波町全町で統一した取り組みとして各学校に指導され、各学校でその人間教育というものを行っていただくように取り計らっていただきたいというふうに思います。

須知高校を守り、伸ばすための具体的な方針というものは、ちょっとさっきの教育長の説明ではもう一つ不十分な面があったように思います。「今はまだ早いんや」と、この120名募集して、何人入学しはるか知らんけれど、「まだ今のところは大丈夫なんや」と言ううちに、ズルズルといてしまいかねないと。

例えば、農業科、畜産科が廃止をして農芸高校へあれが行ってしまったという原因も、やっぱり心の油断みたいなものがあるうちにかっさらわれていったというようなことになっているのではないかというふうに思いますので、「まだ大丈夫や」と思ううちから対策を講じていただかなければ、もうその事態に直面したときには既に遅いということにもなりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

安全通学の面では、これからいろんな面に取り組んでいくと答弁いただきましたけれども、私一つ心配をしておるのは、ひかり小学校の子どもたちが須知の町の中を通学しておるのは、あそこを行き来する車の運転手にとっての側から見ても、大変危険が大きい中での通学をしておるといふふうに私は感じておるんですけれども、このことに対する何らかの対策は考えておられるのか、それとも、もう仕方がないと、今のまま行くんやというふうに考えておられるのか、教育長の見解をお伺ひして再質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、今西議員の再質問にお答えをいたしたいと存じますが、まず北朝鮮のミサイルの問題でございます。

このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、非常に日本海に面しております京都府にとりまして、また港を持っております福井県には原発があるわけでございますし、非常にそうした北朝鮮のミサイルの諸実験といひますか、実験ではなしに、こちらに向かっという考え方なのか、非常に驚異を感じているところでございますけれども、そこで町として抗議声明を出すべきではないかということでございますが、なかなか相手の思いが理解できない、そしてまた話し合いにも応じないというようなところもございまして、そうした

面で実効ある声明を出すべきではないかというふうに私は考えておったわけでございまして、先ほどご答弁したとおり、1町で行うよりも、京都府町村会としてこういう声明を出した方がより効果的ではないかと判断をいたしたところでございます。

今後、今心配をされておりますのは、ミサイルよりも、北朝鮮で核実験が実施されるのではないかというふうに言われているところでございまして、これは偏西風に乗って放射物質がすぐさま、黄砂ではございませんけれども、日本全土に飛散をするというおそれもあるわけでございますので、こうしたことが実施されないように、国を挙げて監視をしていくべきだというふうに思っているところでございます。

また、拉致問題等につきましては、先ほど申し上げましたように、こうしたミサイルとの関係も相まって、いろんな考え方はあろうかと思えますし、現実、経済的な制裁も含めて、万峰景号の入港を半年間停止したりと、いろいろあるわけでございますし、そうした有効な経済制裁、あるいは手だて等については、国で当然考えて行われることであろうというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、扱いを新しい政権下のもとで、そうしたことが適切な対応がされていくものだというふうに思っているところでございます。

また、国民保護法でどう今回のミサイルの発射にそのことが生かされてきたのかということですが、この発射の経緯等につきましては、7発目まで逐次京都府から本町にFAXでその事実が知らされてまいってきておりました。それを受けてどうしろということではなかったわけでございますが、現実として、どこに着弾をしたかということが、1発目から7発目まで、そしてその後の状況等についても、京都府の方からFAXで連絡があったことを報告いたしておきたいと存じます。

次に、環境問題の件でございますが、非常に、先ほども申し上げましたように、上新田地内の環境の問題については憂慮をいたしておるわけでございます。その一つの要因となりましたのは、やはり堆肥センターの機能が十分発揮できなかったということもあったかというふうに思います。

しかし、このことについては、非常に今日までその方法、方式等についてはそれぞれが悩んだところでありますし、一番有効で完璧な、また完璧に近いものを求めてまいったわけでございますが、結局、私の思いとしては、結論的に言えば、一番ポピュラーでランニングコストのかからないものが持続可能な方式ではないかということが結論であったのではないかというふうに思っております。

そうした中で、なおそれをより確実なものにするために、温風を送り込んで発酵を促すという部分を取り入れた。これを指導したのが京都府の畜産試験場のデータに基づいて、その

手法を取り入れられたということであろうというふうに思います。

私も、綾部のそうした実験施設を見てまいりましたし、また上新田の現地の中でも一定のそうしたデモをしたわけですが、小規模の場合は順調に、いかにもというような発酵を促すような形態が見られましたし、これまで以上の結果が得られるという確信はだれもが持ったのではないかというふうに思っておりました。

しかし、15、16年度、継続事業でという状況の中で、旧JAの持っておりました施設の委譲の問題とか、あるいは新たな土地の確保の問題でありますとか、いろいろ厳しい条件も重なって、なかなか時間的な部分も、また資金的な裏づけ等もありまして、非常に着手が遅れたということがあったと思います。

そうした非常に短時間の中に膨大な工事をしていかなければならんという事態の中で、すべてが新しい試みであったがゆえに、既製品を持ってきて据えつけるというだけではなしに、それぞれがいわゆるオーダーメイドであったということもありまして、非常に現場は混乱をしていたというふうに私は見ておりました。

そうした状況の中で、結果的にでき上がりましたものは、非常に規模が大きかったということもありましたし、またすべての部品あるいは施設がオーダーメイドであったということもありまして、なかなか机上のものと現場では大きく違ったのではないかというふうに思っております。

そうしたものを、先ほど申し上げましたように、改善できるものを今改善してきたわけですが、あとは、先ほど申し上げましたように、使う側がいかに工夫をして本来の機能を発揮させるか、ここにあるのではないかというふうに私は思っているところでございまして、でき上がったものが完璧でないから使わない、あるいはほうり込むだけほうり込んで動かへんやないかということではなしに、いかに機能を発揮するために、自らで水分調整を図っていくのか、どうすればこの機械をしっかり使っていけるのか、こうしたことが現場でしっかり対応ができないと、いかなるこうした施設をつくっても、なかなか十分な機能を発揮することはできないというふうに思っておりますし、周辺環境といえますか、整備のあり方は、今西議員の見ていただいたとおりでございます。私も非常に不満を持っております。もっと自らの施設を自らできれいに、しかも、だれが見てもしっかりとできているということが自らの酪農業を経営として、企業としてまた継続しながら、地域社会に溶け込んで進めていけるものであろうというふうに思っているところでございますので、そうした面では今後適切な指導をしていきたいというふうに思っておりますし、また強く私どもの思いも伝えながら、酪農農家の皆さんも自ら努力をいただくことが、今後経営として成り立つ第一歩で

はないかというふうに考えておるところでございます。

そうした中で、特に地域社会と一体となって進めていただくという面では、ただ単にでき上がった堆肥を農地に還元をする、すき込むということだけではなしに、例えばヒマワリのようなものであっても、一定種を落として一つのあの地域の景観の見場といいますか、そうしたものも自らが、一定の経費はかかりましてもそういうことに取り組んでいただくことが、今後あの地域で畜産を、その振興を周りにも受け入れてもらえる条件が整うのではないかと、いうふうに私は思っているところございまして、今後もそうした面では、特に丹波ユーキの皆さん方に理解を深めていただいて、そうした取り組みがなされるようお願いをしてみたいというふうに思っているところでございます。

また、いろいろそうした堆肥センターの経費の中で、支払い等の問題等もお触れになったわけでございますが、このことにつきましては、私が議長をいたしておりました平成16年の5月以降に、この堆肥センターの問題、いわゆる事業費の関係等々、いろいろ出てきたわけでございますが、その時点ではいわゆる随意契約あるいは請負契約等々がないままに一定量の仕事が発注されているという事実は確かでございますし、そうした中で私どもが聞いたのは、どなたがだれに対して請求をされているのかということをお聞きいたしました。いわゆる契約書があるのであれば、出した側、受けた側がはっきりするわけでございますので、そのことをまず提示をいただきたいということで申し上げたわけございまして、そのことがない以上、町としては支払い義務は発しないのではないかと、こういうことを申し上げたところでございます。

そうしましたら、その当時の理事者が、既にその代金については職員が支払っているというふうに伺ったわけございまして、そのことについては私どもは知るべきもないことであると申し上げたわけで、しかし、その7月20日に申し上げたのは、「交付金でなかったことがせめてもの救いであった」と、当時そう申し上げたということでございます。

次に、残土処分場ということでございますが、これはいわゆる私有地でございまして、残土処分業者として行われているものでないというふうに思っております。いわゆるご自分の土地に自社で請け負った工事の中で発生した残土を処分されて埋め立てをされていると、業ではないということであると思えますし、これはそういうことで、自分の場所に自分の業で出てきたものを埋めるということは合法的にされているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 人づくりの教育の関係で、戦後の教育の誤りといいますか、失態のつけが今出てきているんじゃないかというようなこともございました。

確かに、道徳教育につきましては、一時期ためらいがあった時期もあったというふうにお聞きをいたしておりますが、これが原因かどうか断言を私はずることができないところでございます。それよりも、やはりこうした外的な背景が大きいのではないかなという思いもいたしております。

「物が豊かになれば、心が貧しくなる」というような仮説が以前からあったようでございますが、これも定説になったと今は言われておりますし、やはり少子化の影響ですとか、核家族化の影響がかなり大きいのではないかというように思っております。

こうしたことで、いろんな経験やら体験を積む機会も少なくなってきておりますし、昔はやっぱり大きな、子どもたちの中で、また地域でも子どもたちがたくさんおりましたので、やはり家庭、地域の協力が高まっておったわけでございますが、やはり最近はそのようなことがかなり寂しくなってきた関係があるわけございまして、やはり人間というのは小さいときからたくさんのいろんな人の中で生活したり、またいろんな経験、体験をすることによって、人間的なルールも、また生活していくためのルールも自然と身につけるものだというふうには思っております。

そうしたことで、今はそれが大変乏しくなってきたわけございまして、やはり学校は学校の役割をきちっと果たしていかならんわけでございますが、やはり家庭も、やはり地域社会もそれぞれの役割を果たしていただくことが大事であるわけございまして、そうした状況を考えますと学校と家庭と地域社会がともに連携を深めていかなければならない時代じゃないかなという思いがいたしております。そうしたいろんな施策も出されておるわけでございますが、やはりお互いがたくましい子どもに育てるためにがんばっていかなければならないのではないかなという思いがいたしております。

それと、人間づくりの関係で、各学校統一した取り組みができていますのかというようなことございませけれども、これはもう当然府の指導の重点を含めまして、先ほど申し上げました京丹波町の教育方針に基づいて、そのあたりを統一した形で対応いただいております。そういったことにつきましては統一した取り組みをさせていただいております。

それと、教育基本法の問題もまた提起されておりますけれども、先ほども申し上げましたように、今の時代に足らざるものを補うような内容で議論がされておるわけでございますので、当然、議員おっしゃる人間愛の関係につきましても盛り込まれた中で議論されていくも

のと認識をいたしております。

それと、須知高校の関係でございますが、そういう楽観論でいいのかというようなことでございますが、これはもう学校長も含めて、本当にこれから特色ある高校づくりに向けて今取り組んでくれております。

生徒数の推移もおっしゃっておりますけれども、食品科学科につきましては、現状定数は40名でございますが、3分の2は町外から須知高校に学んでおる生徒でございます。そうしたことも含めて、やはり特色あるこれから学校づくりに向けて、さらに取り組んでいかなければならないというような思いはいたしております。

次に、安全通学の関係でございますが、須知地内の町の中でございますが、確かに車の通行も多くございます。最近では、お年寄りが見守っていただくような体制もできておるわけでございます。しかし、登下校の通学につきましては十分学校の方でも指導はさせていただいておるわけでございますので、これからも指導の徹底を図っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） もう質問をやめておこうと思っておったんですけども、先ほどの町長の下山地域の問題に対する答弁でちょっと疑問が残る点がありますので、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

堆肥センターのことは、あと使う側がいろいろ工夫をしながらやっていけということで、町長も言われたように、あの施設がなかなか整備というか、整理整頓というか、そういうことがきちっとできていないということも、私もよくたびたび見に行っていてわかっております。

そやけど、酪農家の言い分としては、機能がきちりしないんだで仕方がないという、そこを逃げのような格好で主張するわけですね、酪農家は。ほんで、ちゃんと機能すれば、きちりとした使い方ができるんやということは酪農家の側の言い分で、それは水かけ論になると思うんですが、きちりしたらもっと機能が充実するんやという見方もあるし、機能がきちりしていないから整備の方がきちりいかないんやということも両方あると思うので、そこは酪農家とよく話し合いをしていただいて、機能がきちりしてないなんでも整理整頓はきちりとして、やっぱりみんなの税金でつくった施設なんやできちっと使えということも、指導を行政の側からしていただきたいというふうに思うわけです。

それと、残土捨て場の問題なんですけれども、これは、私、あれは個人の土地に個人がということになるけれど、法律的には、幾ら自分の土地であってもむやみやたらに埋め立てを

行ったり、谷を埋めたりするという事は、法律的には許されていないと思うんですね。

それと、前のS建設、これは自分の工事から出た残土をあそこに埋めておられたかもしれませんが、K興業の方は、自分のところで余り工事を行う建設会社ではなく、よその工事の残土を運んだり、建材を運んだりしておる業者なので、よその現場で発生した残土をあそこへ、自分のところが1台何ぼで受けて入れておるとか、よその建設会社が持ってきた残土を1台何ぼで埋め立てさせておるといふふうに聞いておりますけれども、それは私が聞いただけで、事実ではないと言われるのかどうかということが問題なんですね。

それとやっぱり、正式に認可を受けてやっておるのであれば、表にちゃんとした標記を出して、残土処分場やということをはっきりと明らかにして、正々堂々としたやり方で事業を展開してほしいと。

何か今のまま見ておったら、やみに紛れてやっておるといふふうに思いますし、あのような、谷川としては結構大きい谷を、パイプを埋めるにしても、埋めてしまうというようなことが果たして本当に許されてよいのかということについては私は疑問に思うわけです。大水や何かが出たときには、災害が絶対発生せいで済むだけの根拠というものをやっぱり示してもらわんことには、みんな心配になるわけですね。そこら辺を行政はどのように指導し、やっていくのか。やはり自分の土地を埋めておっても、ちゃんとしたやり方でやれということをはっきりと指導する権限というのは行政の側にあると思うので、そのところをちょっと最後に明かにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 堆肥センターの関係でございますが、決して行政が逃げるつもりもございませんし、先ほど申し上げましたように、不備な部分につきましては順次改善を図ってきておるところでございます。

しかしながら、完璧というのはなかなか求めにくいというものも事実だろうというふうに思いますし、いろいろお互いの負担の問題もある中で、最少の経費で最大の効果を上げようという結果が、なかなかそのようにはならなかったということも現実であろうというふうに思いますが、以後、それぞれが当初の思い以上の負担をしながら、今それを動かししているわけですので、あとはそれぞれの知恵と工夫が必要ではないかというふうに考えているところでございますし、行政としても、先ほど申し上げましたように、京都府ともしっかりと連携をとりながら、堆肥センターのマニュアルもつくって、しっかり指導していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、残土処分場という表現が適切なのかどうかは、現状のところ、はっきりしないわけですが、確かにK興業がお持ちの場所がございまして、現状入り口をトタンといいますか、扉がつけられている。その中で行われている部分は、先ほど申し上げました範疇で行われているものというふうに理解をいたしておるわけですが、それをはぐれて、今議員がおっしゃるようなことが、仮に請け負って、そのことを業として行われているということであれば違法ということになろうかというふうに思いますし、現状、私どもにはその届けをいただいておりますし、また開発許可の事前協議等につきましても申し出がないということでございます。

しかしながら、現状、先ほど申し上げましたように、集中豪雨等で、お持ちの場所、そしてまた一定の形状変更がされている部分が流出をして他に迷惑をかけているという現状もあるわけでございますので、そうしたことは速やかに原形復旧をするように指導をさせていただいております。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は、10時40分からいたします。

休憩 午前 10時26分

再開 午前 10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、横山 勲君の発言を許可します。

5番、横山君

○5番（横山 勲君） 5番、横山 勲でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

私からは、職員の資質向上対策について5点、戦没者慰霊祭にかかわります町長の所信について1点、お尋ねをいたします。

それでは、最初は職員の地域担当性を導入される考え方があるのかをお尋ねいたします。

職員の多くが、行政マンであり、一方では町民であります。職員一人一人が地域住民と一体となって、それぞれの地域のあるべき姿や、また地域のできる取り組みを考え、提案し、地域からのいろんな要望の取りまとめと、区長さんをはじめとして、地域役員様と一体となって問題の早期解決を努めるなど、さらにまた地域の行事にも積極的に参加をして、町と町民を結びつけるサポート役としての責を果たし、広域化した本町の住民自治を推進するための職員の地域担当性を導入される考え方があるのかをお尋ねいたします。

次に、職場からの提案制度を設け、職員のさまざまな施策を形成する能力を活用すべきであると考えますが、町長の所信についてお尋ねいたします。

日本の企業が目覚ましい発展を遂げた一つの大きな要因に、自主管理運動として、最初の時期は、自分たちの職場の改善について提案制度を設け、問題意識と、これの改善の精神を日々日常業務の中に浸透させる運動が展開されてまいりました。その後、このことを、自分たちの職場を越えて、企業全体の方針、経営戦略に反映をされ、実行がされてまいりましたことが大きな要因であると言われております。

行財政運営の基本は、最少の経費で最大の行政効果を上げ、経費と行政効果の視点を持ちながら日々の職務を遂行し、そして施策のあり方を追い求めていくことであると私は認識をいたしております。

本町においても、これら民間に見習い、それぞれの職場にさらに活力を持たせるとともに、町政全般について建設的な提案、改革を職員に求め、新町の施策に反映すべきと考えますが、町長の所見をお尋ねいたします。

3点目でございますが、職員の教育研修の実施状況についてお尋ねをいたします。

教育研修は、施策形成能力をはじめといたしまして、自己意識の改革と資質の向上はもとより、合併後の一日も早い良好な職場の環境を醸成いたすためにも欠かすことができないと私は考えております。その研修も、国や府への委託研修、共同研修、実務研修はもとよりでございますが、私は職場内の教育研修こそが極めて大切で重要だと考えております。

町長は、昨年12月定例議会の主要施策の概要の中で、研修を通じ、職員の意識改革、資質の向上、能力開発等の強化を図り、組織全体の見直し、配置の見直し、そして職員数の適正管理の推進を一層進めると述べられておりますが、これら職員の教育研修の実態について、実施の状況、研修の内容、参加状況についてお尋ねをいたします。

4点目でございますが、職員の職場規範と勤務実態についてお尋ねいたします。

職場規範と申しますか、職員の心構えと申しますか、地方公務員法30条では、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念をしなければならないと定めております。また、住民の信頼を得ますことが何よりも肝心であるとしております。

しかしながら、朝の出勤状況などは極めて慌ただしい状況があります。拘束勤務時間8時30分滑り込みセーフ、こんな光景を目の前にすることもしばしばございます。

正常な状態で職務を始めようといたしますと、そこには当然準備の時間が必要であると考えます。遅くとも10分から15分前には登庁して、職務遂行の準備をすべきと考えます。

朝の来庁者の目の前を走り回るあの慌ただしい姿は、町民の皆さんにどのように映っているのでしょうか。こんな状況の組織、職場は、ほかにあるのでしょうか。民間の常識では、毎日の朝礼も済ませ、そして仕事を始めております。本町におきましても、澄み切った状態で来庁者を迎えるべきではないでしょうか。

町長の所見について、最初にお尋ねいたします。

私は、また一方では、町が事務局を持ち、町民に呼びかけておりますボランティアロード等々のボランティア行事などに対し、いろいろご都合があるとは思いますが、理事者をはじめとして、管理職も含め、余りにも参加者が少ないことに驚いております。

また、食彩の工房等、あるいは瑞穂マスターズハウス等が製造いたしております牛乳をはじめとして、黒豆の加工品、肉の加工品等々商品の、これも理事者、職員の余りにも少ない利用の実態に、これも驚かされております。

なぜなのでしょう。私たちが愛する京丹波町が製造する商品をなぜ利用しようとならないのか、これも民間では全く考えられないことでもあります。民間では考えられないことが、我が町京丹波町役場では常識化をしておるとして言わざるを得ません。

視点は類を同じくいたしません、公務員の不祥事の事件が、京都市をはじめ、日々報道がなされております。また、京都におきましても、職員の綱紀徹底の指示が先般出されております。町民の関心が町職員にも向けられ、常に注視を受けている時節でもございます。

町長の明確な所信をお尋ねいたします。

次に、超過勤務命令書についてお尋ねをいたします。

現在、超過勤務命令については、個人別の一覧表様式によりまして、命令から支払いまで処理がされているやにお見受けいたしますが、もとより、超過勤務は命令でございませぬ。少し17年度の決算書等々を拝見いたします中で、私の蛇足で申しわけございませぬが、予算消化のためにルールが形骸化している面があるのではなからうかというような面を、決算書を見せていただきました。

特別な場合を除いて、超過勤務の内容、予定時間等々を記入の上、所属長、庶務課長などの事前決済をせめて4時ごろまでに得て、そして、超過勤務等々のサービスを終了後、時には翌日になるだろうと思っておりますが、仕事の職務の成果、それと結果について所属長の認証を得るような手続きに改正をすべきだと思っておりますが、お尋ねをいたします。

なお、参考までに、私の極めて浅はかな考えでまことに申しわけございませぬが、職場の守らなければならないエチケットと申しますか、心構えと申しますか、職場の勤務態度、相手との対応、電話の対応、言葉遣い等につきましても参考の資料と、超過勤務命令書の個別

様式を参考提出いたしておきましたので、この資料でございますが、あわせ検討賜れば非常に幸いでございます。

次に、5点目でございますが、人事考課制度の導入についてお尋ねをいたします。

人事考課は、職員の勤務の成績や態度及び能力を一定期間ごとに評価をして、これに基づき、職員の能力の開発や育成を促進して、昇給、賞与をはじめ、人事管理の公正な運営と職員の意欲高揚を図り、職務遂行の向上に資するため、民間では人事考課制度は常識化をいたしておりますが、導入をすべきではないでしょうか。

町長の所信についてお尋ねいたします。

本件につきましても、何を基準に評価をいたしますのか、極めて難しい問題でありますので、これも私がつくりました人事考課制度で大変恐縮でございますが、参考までに資料を提出いたしておきました。

提出をいたしました人事考課制度は、仕事の質、仕事の迅速度、報告連絡、進行管理、管理職の皆さんには部課の指導育成、業務改善、目標達成度などの業績の評価をはじめとして、態度評価、能力評価の基準を定めたものであります。それを等級別に、1等級から6等級まで考課基準を定めて人事考課基準としたものでございます。

あわせ、検討を賜りましたら非常に幸いだと思えます。

最後の質問となりましたが、地域が実施いたします戦没者慰霊祭の町側の参加中止についてお尋ねいたします。

あの悲惨な先の大戦から61年を迎えたとはいえ、祖国愛に燃えて一心をも顧みず、祖国の栄光を信じ、国に命をささげた英霊に対し、私たち竹野の地域では、区長会と財産区が主催となり、合同で毎年8月15日、遺族また多くの区民の代表の方々も参列し、そして、町長をはじめ多くのご参拝をいただき、哀悼の誠をささげ、二度とあの悲惨な戦争を起さしてはならないとの不戦の誓いを新たにするためにも、戦没者追悼式が挙行されております。

しかしながら、本町が合併して京丹波町として発足して初めての今年8月15日の戦没者追悼式には、町側の参列をしていただくことがかなわず、後でお聞きいたしますと、他所で遺族会による慰霊祭があり、重複をしたので欠席することとのでありました。

このことは、竹野地域の多くの住民にとりまして、複雑な思いを抱かせることとなりましたが、地域が主催するこれら戦没者慰霊祭の参加中止についての町長の所見をお尋ねいたしまして、第1回目の質問を終わります。

私は、若いころより、最初は厳しく指摘いたしますが、2回目、3回目は控えることを基本として今日までまいりました。それぞれ自覚が芽生え、新たな発展を期待する立場をとっ

てまいりました。このことを最初に申し上げ、再々質問をすることのないよう、明確なご回答をいただきますことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、横山議員のご質問にお答えをしたいと存じます。

まず、職員の資質向上対策についてでございますが、ご承知のように、合併により広域化した本町にとりまして、地域全体の振興を図っていく上で、住民自治の推進は必要不可欠なものであります。

ご質問の1点目でございますが、現在、住民や地域を構成するさまざまな団体と行政が地域の課題解決に向けて役割を分担し、協働してまちづくりを行う住民自治組織の構築に向けて取り組んでいるところであります。

地域担当制の導入については、現在のところ考えておりませんが、今後、住民自治組織のあり方等を含め、職員がどうかかわっていくか、十分検討してまいりたいと存じておるところでございます。

2点目でございますが、本町では提案制度は設けておりませんが、日々の業務の中で自分たちの職場の日常の問題解決を通じ、問題意識等改善の精神を日常業務の中に浸透させることは大変重要なことであると認識をいたしております。

今後、引き続き、職員の意識改革と職員研修により町政に反映できる取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、合併後間もなく1年を迎えるのを機会に、住民サービスの向上や効率的な行財政運営の視点に立って、現状の事務のあり方等見直すべき点について、意見を求めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の職員研修につきましては、京都府市町村で構成する京都府市町村振興協会共同研修会及び町主催の職員研修を行っているところでございます。

振興協会の研修は、現在まで階層別研修として、「新任係長、5年目職員研修、課長研修」に合わせて9名、また、指導者養成・能力開発研修として「条例・規則の読み方づくり方他」に3名、実務研修には、「税務担当職員初任者研修等」に合わせて7名、「成果主義と人事考課制度の再構築」に2名など、計20名の職員が受研しております。また、個々の事務について、関係機関が主催する説明会、研修会にも積極的に参加をいたしているところであります。

町主催の職員研修については、新規採用職員・嘱託研修をはじめ、管理職を対象に行政評価、指定管理者制度についての研修、8月から12月にかけては人権研修に述べ40名を予

定しておりますほか、9月末には全職員を対象に、財政状況についての研修を実施することにいたしております。

今後も、引き続き、高度な行政サービスの提供、専門的な人材の確保、職員の行政能力の向上など、自治能力を高めるため、各研修を計画的に行うとともに、職場内研修についても実施していきたいと考えております。

4点目の質問でございますが、職員は地方公務員法や京丹波町職員服務規程により、「全体の奉仕者として公益の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならない」とされておまして、機会あるごとに注意を喚起しているところであります。

ご指摘のような状況につきましては、引き続き、一人一人が公務にかかわる町職員としての自覚のもと、一層気を引き締め、職務に遂行するよう、7月25日、9月1日付で、職員の綱紀の保持について全職員あてに通知をいたしたところであります。

時間外勤務につきましては、規則で定められた様式により、任務を命ぜられた職員に対し、その実際に勤務した時間について支給することになっており、事前の命令、また実績の確認も行っているところであります。

議員からお示しをいただきました様式につきましては、今後参考にさせていただきたく思っているところでございます。

また、町が、と言いますか、ボランティアロードの町民への呼びかけ等を行っている中で、行政側の参加の問題、あるいはまた食彩の工房、あるいはマスターズハウス等の製品の購入等々についての意識はどうかということでもあります。

いろんなそれぞれの個々の考え方もあろうかと思えますし、また今後の製品のあり方等々につきましても、今内部で検討を進めているところであります。議員ご指摘のような高い意識を持ちながら、それぞれにかかわっていくべきであろうというふうに思っているところでございます。

今後も、そうした面では遠慮なくご指摘をいただく中で、私どもも襟を正して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

人事考課制度の導入についてであります。住民の皆さんに満足度の高い行政サービスの提供を行うためには、その直接の担い手である職員が専門性を高め、持てる能力を最大限発揮することが求められております。そのためには、職員一人一人が自らの意識改革、資質向上に自発的、積極的に取り組むとともに、町としても職員の能力開発、能力活用に体系的、計画的に取り組み、組織全体のレベルを上げることが必要であり、職員に対する適正な勤務

評価が重要となってきております。

しかしながら、本制度の導入に当たっては、被評価者と評価者双方に対し、相応の時間をかけて研修を行っていく必要があると考えておりますので、今後導入に向け、検討していきたいと思っております。

最後に、戦没者慰霊祭参列についてでございます。

このことにつきましては、先の大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するために、それぞれ全国各地でとり行われているところでございます。

竹野地区区長会、そして財産区が主催されました竹野地区戦没者追悼式にご案内をいただいておりますにもかかわらず、結果として何の連絡もできていなかったことに対し、竹野地区戦没者ご遺族の皆様、そして竹野地区区長会様、また財産区の関係の皆様方はじめ、各区民の皆様方に心より深くおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上で、横山議員の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 1点だけお尋ねをしておきたいというふうに思いますが、最後の質問を申しあげました戦没者慰霊祭のことにかかわりまして、今後の対応はどんなことになるのか、このことについて一つお尋ねいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 戦没者慰霊の関係でございますが、現在3町が合併をいたしまして、それぞれの地域で追悼式がとり行われているというふうに伺っておりまして、すべてで9カ所で行われているということでございます。

同日に行われるのがほとんどでございますので、なかなか理事者手分けをしても皆さん方に失礼な部分が出てくるということで、早くからこのことについては、もしご案内をいただければ丁重にお断りをさせていただいて、2年に一度、町あるいは社協等で合同の慰霊祭をさせていただくという方針で、その旨お伝えをすべく取り組んでおったわけでございますが、先ほど申しあげましたように、竹野地区の追悼式におきましては、そのことも十分届かず、また確認もしないままにその日を迎えたということで、大変そうした意味では、議員ご指摘のとおり、不快な思いをしていただきましたことに心よりおわびを申し上げる次第でございます。

○議長（岡本 勇君） 5番、横山君。

○5番（横山 勲君） 大変ありがとうございました。

とりわけ、私は、職員研修の部分について重要視をいたしておるところでございますが、質問でも申し上げましたように、大切なのは職場内研修が極めて大切だというふうに思います。

承りますと、教育委員会では、月曜日の朝に朝礼をして、それぞれいろんなことが報告、連絡され、またそこで研修がされておるということを承っておりますが、ぜひひとつ月に一度程度の課内会議と申しますか、検討会と申しますか、こんなふうなことをもお願いを申し上げまして、最後に、今後とも町長の強力なリーダーシップを持っていただきまして、適切な町政運営を期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本 勇君） 次に、小田耕治君の発言を許可します。

8番、小田君。

○8番（小田耕治君） 小田耕治でございます。

早速ですが、ただいまより、9月定例会における一般質問を行います。

私は、先に通告しましたとおり、次の4項目について質問します。

まず1つ目、総合計画の策定について。2つ目、財政計画の見直しと住民への説明について。3つ目、定員適正化計画と人材の効率的な活用について。4点目に、行政の責務と住民の役割分担の変更について。

以上、4項目、合併から1年を迎えようとしている京丹波町の現状、将来計画、町行政の進め方について、町長にお尋ねします。

まず1項目の、京丹波町総合計画の策定について伺います。

第1回京丹波町総合計画審議会が8月10日に開催され、地域の将来を考え、まちづくりを進めるための指針である総合計画の策定が始まりました。

審議会は、京丹波町総合計画審議会設置条例に基づいて、町長が委嘱した20名の委員で構成をされております。また、委員の中には、議会議員や合併協議にかかわった人も含まれていますが、公募で選任された方や民間企業、地域の代表の方も多く含まれています。

合併後の新しいまちづくりの基本となる将来計画としては、合併協議で確認した新町まちづくり計画があり、また、過疎地域自立促進市町村計画が既にありますが、私は現状の財政状況を十分分析した財政面の裏づけのある実効性のある総合計画の策定がぜひとも必要と考えます。

町長は、総合計画の中の基本構想の策定について、委員会に諮問され、意見を求められています。総合計画、実施計画の策定について、基本的な考え方・進め方について4点伺います。

まず1点目、既にある計画との整合性と、何を、いつまでに、どのような体制で策定していくのか、計画の策定方針とスケジュールについて伺います。

2点目に、財政の現状や将来計画など、京丹波町の置かれている現状や今後の見通しを審議会に提示し、PDCAが回せる実効性のある基本計画なり実施計画を策定すべきと考えますが、基本計画の策定段階で、審議会に財政計画を提示する考えがあるのかどうかお尋ねをします。

3点目に、旧和知町では、各区・各団体と個別に協議調整した平成17年から22年までの後期実施計画があり、京丹波町に引き継がれていますが、旧町の実施計画の取り扱いをどうするのか。

4点目に、各年度の予算は、総合計画の基本方針なり実施計画に基づいて編成されていくものというふうに思っていますが、19年度予算編成は何を基本にして、どのようなスケジュールで編成していくお考えなのか。

以上、総合計画に関連して、4点お尋ねをいたします。

2項目目の財政計画について伺います。

京丹波町の財政状況は、税をはじめとする自主財源が乏しく、地方交付税を中心に、国・府からの交付金に依存しているため、この削減が直接影響してくる非常に厳しい状況にあります。

8月末に、財政の現状についての説明を受けましたが、「人件費や物件費などの経常的経費が抑制できないと、3年で財政調整基金は底をつく」、「借金をするにも許可をもらわなければならない状態」であり、極めて厳しい状態であるとの説明でありました。

このような厳しさを増す財政難を克服するためには、徹底した行財政改革に取り組み、そこから財政余力を生み出して、行政サービスの維持向上を図っていかなければなりません。

しかしながら、377億円、土地開発公社からの借入額約22億円を加えると、400億円近い借金を抱えた当町では、どのようにして借金を返し、どのようにして借金をして希望のまちづくりを進めるかという策になると考えますが、財政の現状と将来計画について、4点伺います。

まず1点目ですが、現在の財政状況がどうなっているかについてであります。

借金の返済能力の関係で、合併の大きな得点である合併特例基金、年1億6,200万円の満額起債ができない、あるいは実質公債比率が18%を超えており、借金をするにも許可が要る状況等々、財政状況の厳しさは十分認識できますが、ならば、これから先、何をどのようにすればこの財政難を克服していけるのか。この財政状況の中で、瑞穂方式であると1

7億円かかるとも言われているCATVの全町拡大工事が、テレビ放送がアナログから地上デジタル波に変わるまでに完成できるような状態なのかどうか、不安になってきます。

現在の財政状況がどうなっているのか、またどのようにして財政再建を図っていこうと考えておられるのか、具体的にわかりやすく説明をお願いします。

2点目、管理職や役職職員に、財政の現状なり将来計画についての共通認識はあるのかどうか。職員に向けての説明なり、研修についての今後の考え方はどうなのかということをお尋ねします。

3点目に、今日までに町民に示した財政計画は、合併前に作成した財政計画であり、17年度決算を終えた今日の状況と乖離しています。現状を早急に見直し、町民に説明すべきと考えます。財政計画の見直しの状況と公表、町民への説明についてどのように考えているのかお尋ねをします。

4点目に、財政計画、財政健全化計画をホームページに掲載すべきと思いますが、掲載の考えはあるのかどうかについてお尋ねをします。

3番、4番につきましては、昨年12月の定例会の一般質問でもお尋ねしました。そのときには、「合併時点で作成した財政計画はあくまで参考数値にとどめ、常に新しい数値に置きかえていき、精度を高めていく。住民の皆さん方には、広報紙またはホームページなどにより公表していく」との答弁でありました。現況と考え方をお伺いします。

次に、定員適正化計画について伺います。

合併は、まさに大きな行財政改革であり、総務や企画部門の業務は当然ながら集約され、合併に伴う業務のふくそう時期が過ぎれば、人員に余裕ができ、サービス面なりまちづくりのための新たな取り組みにかなりの人員・人材を充てることができると考えています。合併後1年を迎えようとしており、京丹波町における行政需要の状況や、効率的な人員配置の分析も進んでいることと思います。

人材の効率的な活用策と適正化計画について、4点伺います。

まず1点目ですが、京丹波町の定員適正化計画は策定されているのか。策定されているのであれば、その概要はどのようなものか。

2点目に、定員適正化への具体的な取り組みは進んでいるのか。

3点目に、時間外の削減、ピーク業務に対する相互応援、あるいは住民サービスの向上、あるいは新たなまちづくりのための取り組みなどに人材を有効に活用すべきと考えますが、具体的な取り組みがあったのか。また、人材活用面での改善策があるのかどうか。

4点目に、適正化計画をホームページに掲載するなど、公表についての考え方はどうなのか。

か。

以上、定員適正化計画に関連して、4点お尋ねをします。

4項目目の、行政と住民の役割分担の変更についてお尋ねをします。

まちづくりは、これまで町行政の手厚い管理やサービスのもとに展開されてきましたが、厳しい財政状況と合併という大きな転換期に直面し、行政の責務と住民の役割の再確認が必要になってきています。

町行政は、住民の生活と安全を守るための骨格的な施策を展開し、住民は、地域コミュニティや各種の活動団体を通じてまちづくりをできるだけ受け持ち、行政と町民が相互に協調したまちづくりが必要になってきていると思います。

町主催で展開してきたイベントや夏祭りなどの補助金のカット等は、役割分担の再点検の一環として理解しますが、その進め方については、行政と住民の思いに差があると思っています。

夏祭りを例にとりますと、まず合併協議では、「祭り・イベントについては現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、補助金実施主体及び開催日は合併までに調整する」という内容で確認しており、夏祭りの進め方については行政も深くかかわっていく内容となっております。

18年度当初予算では、旧3町の夏祭りの予算は計上されず、4月に開催された地域の夏祭り実行委員会では、6月の補正予算で減額にはなるが、幾らかの補助金をつけられるニュアンスの説明がされました。その説明を受け、何度か旧3町の実行委員会が町長に補助金のお願いに上がっています。

結果としては、住民の皆さんからの協賛金により、18年度の夏祭りは例年どおり開催することができましたが、主体的な役割を果たした商工会の合併も検討されており、来年度以降の実施主体を考えていかなければなりません。

旧町の行政があれだけ力を入れていた夏祭りが、合併により開催できなくなった。役場が遠くなって、これは距離的な問題じゃないんですけれども、役場が遠くなって十分な説明をしてもらえないというような住民感情が発生しないよう、十分考えていく必要があると思います。

今後、住民の皆さんとの協働を展開していくためには、今日まで行政が担ってきた役割分担を、財政難だけを理由に住民に押しつけるような形にならないよう、役割分担の変更はプロセスを大切に、慎重に進めていく必要があると思います。

3点、お伺いします。

まず1点目ですが、行政の責務と住民の役割について、現状をどのように評価されている

のか。また、あるべき姿がどのようなもので、それに対してどのように取り組んでいこうとされているのか。

2点目に、町の管理やサービスとして展開してきたもので、今後住民の役割として担っていかなければならない具体的なものが現在あるのかどうか。

3点目に、役割分担なり行政サービスの内容を変更する場合の手順なりポイントは整理できているのか。整理できているのであれば、どのような内容のものか。

以上、住民と行政の役割分担に関連して、3点について町長の所見をお伺いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、小田耕治議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

最初に、実効性のある総合計画の策定をとということでご質問をいただきました。

基本的な考え方といたしまして、合併協議会で策定された「新町まちづくり計画」を基本にしながら、合併後の課題、情勢等を踏まえながら策定することとしております。

また、総合計画のほかに、合併後策定した過疎地域自立促進計画等及び、現在策定中、または策定予定の各種個別計画等、例えば防災計画でありますとか障害者基本計画などとの調整を図りながら、整合性を図ってまいりたいと思っております。

策定のスケジュールにつきましては、審議会には基本構想案を12月議会の提案を目標にお願いをいたしているところでございます。

計画の策定の体制であります。審議会を核にして、住民参加の計画づくりとしてアンケートの実施、広報紙やホームページを通じた意見募集なども行い、さらに須知高校の生徒との審議会の共同研究に向けた取り組みにつきましても、現在調整を図っているところでございます。

また、内部では、管理職で組織する計画委員会とか、各課の職員代表で組織するワーキングチームを設置して、計画案の作成に取り組んでまいっておるところでございます。

2点目であります。財政の現状、財政計画につきましては、必要に応じ、審議会の皆さんにもお示しをすれば、より現実的な議論ができるものと考えております。

P D C Aサイクルの件につきましては、実施計画のレベルでローリングをかけ、順次基本計画の評価へつなげていきたいと考えているところでございます。

3点目の、旧町の実施計画の取り扱い等についてでございますけれども、新しい総合計画における実施計画につきましては、旧町の事業計画を参考にしながら、総合的、多角的な見地に立って、京丹波町の現状に照らして、事業実施が適当か否か、他の方法はないかなど調

査をしながら、改めて京丹波町の実施計画として策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと存じます。

4点目の、平成19年度予算編成のスケジュールについてでございますが、基本的な考え方としては、いつも申し上げておりますように、地域の均衡ある発展と住民サービスの向上を基本といたしまして、11月末に新年度予算編成方針を通知いたしまして、12月末、各課予算要求の締め切りをいたしまして、翌年19年の1月から予算編成事務等進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、「早急に財政計画を見直し、住民に説明を」の件についてでございますが、まず1点目の、現在の財政状況を一般家庭に例えて申し上げますと、平成18年度一般会計予算、今提案をさせていただいております9月補正後でございますが、各家庭の台所に例えて年収500万円の家庭と仮定した場合、そのお金の使い道また収入状況を試算いたしました。

収入においては、給与所得など、自前で調達できるお金が家計全体の約25%程度の129万円で、残りの371万円は、親からの仕送りや借金などでやりくりをしているという状況でございます。

一方、支出では、食費またローンなどの返済金などの決まって必要な生活費が208万円となりまして、給与所得等で賄い切れない状況になっております。

さらに、その他の支出として290万円ございまして、これらの支出については、親からの仕送り、また借金等で賄っている現状でございます。

今後、限られた財源の中で健全な会計を維持していくためには、食費や光熱水費等はもちろんのことでございますが、さまざまな経費を収入に見合った形で改善していくことが必要であると考えているところでございます。

2点目でございますが、財政の状況については、予算編成及び管理職会議等において最新の現状を伝達しているところでありますが、厳しい状況について、さらに全職員が一定理解できる研修を設けていきたいと考えております。

3点目の、財政計画の見直し状況と公表・町民への説明についてであります。我々地方財政を取り巻く財政事情は、国の財政再建に伴う地方歳出の抑制に係る措置に伴い、短期間の間に急激かつ大きな変化をもたらしている現状にあり、数年先の状況すら予測しがたい不安定な状況の中において、将来計画を見通すべく、新たな財政見通しを立てるのは、今後の本町財政健全化に向け、必要不可欠なものであると認識をいたしております。

現在、合併シミュレーションや前年度決算数値、また新町建設計画及び過疎計画を考慮し、将来に向けた財政見通しの作成を行っているところであります。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況は依然として回復する見通しが立たない現状において、あわせて「実質公債比率」の指標導入など、厳しい状況が引き続き想定されることから、一定全体像がわかり次第、財政の現状等について、住民に閉塞感が生じないよう工夫をしながら、広報紙等を通じて住民に公表していくことも計画しているところでございます。

ホームページの掲載等につきましては、前回も申し上げておるとおりでございまして、広報紙はじめホームページ等、本町の持つ各広報媒体を通して、さらに広報の中身の検討もしてまいりたいというふうに考えております。

次に、「定員適正化計画に基づいて、人材の効率的な活用を」ということについてでございますが、1点目の定員適正化計画は、複雑・多様化する行政需要に柔軟かつ迅速に対応するため、常に事務事業の見直しを行い、「最少の職員数で最大の効果を上げること」を基本として、事務量の変化に応じた適正な人員配置、組織機構を構築することにあります。

2点目につきましては、部門や職種別に国の指標であります定員モデルや類似団体別職員数の指標を持ち、比較検討を行った上で本町の適正規模を算定し、定員適正化計画として数値目標を策定することにあります。

当町は、昨年合併をいたしたところでありまして、指標となる「類型」が来年の3月に決定することになっております。従いまして、早期の適正化計画策定のための現状把握に努めているところでございます。

3点目のご質問でございますが、時間外勤務の削減については、職員の健康管理、また財政面からも適正な事務量等、人員配置を必要とするところであります。

先に申し上げました定員の適正化や職員研修など、有効な人材活用に努めてまいりたいと考えております。また、現在も、単純作業など、必要な部分については各課連携しながら進めているところでございます。

4点目の定員適正化計画の向上については、給与の公表とあわせ、国からも求められているところでございます。計画策定後は、掲載し、公表することといたしておるところでございます。

次に、行政の責任と住民の役割分担の変更は慎重にすべきというご指摘ではありますが、このことにつきましては、最初のご質問にもございましたが、このたびの夏祭りの実施に当たりましては、住民主導となる実行委員会形式での開催をしていただき、準備期間等十分でなかった中のご尽力いただいたことに、町民の皆様に対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

今回、地域の方々にご無理を申し上げたわけでございますが、結果として地域のイベント

である祭りを地域の手で成功させたということが地域の活力となり、本来の祭りの意義をなすものと考えておりますし、今後も地域の方々によるまちづくりの活力となるお取り組みが広がることを期待するものであります。

さて、質問の件でございますが、全般にわたりまして施策を遂行するに当たっては、住民参画など、町民の皆様にご理解をいただく中で事業を進めてまいったところでございますが、個人のライフスタイルが多様化する中、公共サービスに求められるものも多様化、複雑化していることにより、それぞれの深刻なニーズに対して行政が対応することに限界が生じていることや、「要望を受け、町がその対応を講じる」、「公共サービスは行政が担うべきもの」といった、公共サービスの行政に依存した形となっていることなど、財政難であります本町においては、その仕組みからの脱却を図ることが急務であることも事実でございます。

一方、地域住民の意識の変化も生まれ、近年の情報化やニーズの多様化による自発的な活動や、阪神大震災の被災者に対する救助活動の高揚などの影響を契機に、行政に依存するのではなく、地域力で問題を解決しようとする自発的な活動が全国に見られるようになり、本町においても、地域振興会の組織化や、NPO法人等による福祉事業の展開等、自主的な活動が活発に行われているところでございます。

以上のことから、「地域と行政がともに考え、行動する」協働のまちづくりへの転換を図ることが重要であり、具体的には、地域の基盤となる地域振興会など、住民自治組織の組織化を進め、地域と行政の役割分担のもとでまちづくりを進めていくことであると考えております。

新たなまちづくりを進めるために当たっては、行政依存からの意識改革を図るため、町民の皆様にご趣旨等をご説明し、ご理解をいただくよう努力し、あわせて、役場職員におきましても、職員研修等により意識改革を図っていきたいと考えております。

今年度において検討委員会を設置し、地域基盤の一役を担う地域振興会などの住民自治組織について、そのあり方等について検討いただくことを予定いたしております。

現在、検討委員会の設置に向け、準備を進めておる状況ですので、地域と行政の協働スタイル等を具体的にお示しできる段階ではございませんけれども、今後、検討委員会、各課において調整を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○8番（小田耕治君） 追加の質問をさせていただきます。質問の内容が抽象的で、答えの方も抽象的な内容というようなことになりましたけれども、具体的なところで、もう少しお尋

ねしたいというふうに思います。

まず、総合計画の関連でございますが、基本構想案についてはスケジュール的なところを伺ったんですが、あと基本計画なり実施計画を策定していくスケジュールなり、その内容について、審議会がどうかかわりを持っていくのか、この点についてお尋ねをします。

それともう1点、京丹波町に引き継がれている旧和知町の17年から22年までの後期実施計画につきましては、先ほども申し上げましたように、行政と各区、各団体と個別に協議、調整した内容になっています。19年度の予算編成の各課からの提案が12月末ごろというようなお話があったんですけども、19年度の予算編成に当たっては、実施計画の内容、優先順位などについて、各区なり各団体と十分なキャッチボールをしていただきたいと、このように思います。

中には、放置しておく重大な事故につながるおそれがあり、早急な改修が必要な事例等も含まれております。それぞれの内容について、地域とよくキャッチボールをして、その内容を把握していただいて、予算の中に組み入れていただきたいというふうに思います。

この実施計画の、それぞれ年度別に作成されている実施計画について、各区、各団体とキャッチボールをしていただけるのかどうか、改めてお伺いします。

このことは、周辺地域となるいわゆる役場と距離が遠くなる地域ですね、これは先ほど申し上げましたように距離的なものじゃなくて、そういう地域の距離間を縮める大きな取り組みになっていくというふうに思いますし、協働のステップになるというふうに思います。

ぜひとも、こういうキャッチボールの中身に人材を充てていただいて、きっちりとしたやりとりをしてやっていただきたいというふうにお願ひします。この件がやっていただけるのかどうか、お尋ねします。

それから、財政計画につきましては、財政の現状把握から一歩進んで、どうしていくかという財政計画を行政、住民が共有して、共通の課題として取り組んでいけるよう、まずは情報提供をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、定員適正化計画については、適正化に向けての取り組み、分析をして適正化計画をつくるということも大切なのでありますが、現在の人材、最終的に80人程度というような話も聞かれましたけれども、その人材の有効活用ですね、現有の人材をいかに活用するかということが非常に重要ではないかと思ひます。この辺のところを住民サービスにつなげていただくような計画をお願いしたいというふうに思ひます。

それから、行政と住民の役割分担の変更についてでございますが、これは指定管理者制度のように、官から民へ分担変更するものもございまして、あるいは、先ほど申し上げました

ような夏祭りのような行事の役割分担の変更、これもあるというふうに思います。役割分担の変更は、プロセスを大切にしながら慎重に進めていただきたい、このように思います。

それから、合併1年目を迎えて、そのほかにも再点検の必要なことがたくさんあるというふうに思います。例えば役場の受付窓口なんですが、スペースの問題もあろうかと思いますが、少なくとも受付はお客さんと正対して対応できる窓口が常識でありまして、案内もできる体制も必要ではなかろうかというふうに思います。この辺のところについても、やはり点検をして、スペースがないからというのではなくて、やはりあるべき姿に持っていくにはどうすればいいかというような形で検討していく必要があるのではないかとこのように思います。

また、大きなところでは、鳥インフルエンザの跡地活用、鶏舎の撤去の問題もあります。跡地をどう活用していくかという方向性を示せなければ、更地にするだけでは府の協力が得られないというようなお話も聞かせていただいております。跡地活用について、地元とともに考えていく仕組みづくりも必要であります。跡地活用について、検討を進めていく具体的な展開をされる考えがあるのかどうか、その点についてもお伺いしたいというふうに思います。

改めまして、総合計画の基本計画なり、実施計画のスケジュール、それに審議委員がどのようにかかわっていくのかという点と、それから、和知地域の後期実施計画について、地域と十分キャッチボールがしていただけるのかどうか、それから、役場の窓口等の変更等の検討を考えておられるのかどうか、それから、鳥インフルエンザなどの大きな問題点についての今後の取り組みについての見解をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、総合計画の関係でございますが、基本計画につきましては、まず基本構想がありまして、その構想を実現するために基本計画があるということでございまして、基本計画は、基本的に、かつ主要な施策の体系を示して、主要施策の展開に向けての考え方、方向性、それに対応した施策の事業の位置づけ、また主要事業を横断的に連動させ、総合的かつ一体的に推進するための主要プロジェクトの位置づけをするものと思っております。現時点では平成18年度中に策定をすることを目標といたしておるところでございます。

また、お尋ねの旧和知町におきます後期計画につきましては、十分地元とも調整をしながら配慮すべきだということにつきましては、議員ご指摘のとおりだろうというふうに思ってお

りますし、また支所を中心にしながら、十分そうしたことも聞き入れながら、また審議会の中でも地域の委員の皆さん方もおられるわけでございますので、そうしたことも十分反映をいただけるのではないかというふうに思っておるところでございます。

次に、定員の適正化でございます。

ご指摘のとおり、住民サービスにつながるようなしっかりした考え方のもとに、適正化を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、また、今後のまちづくりにつきまして、行政と住民との役割分担はどうすべきかという部分については、非常に現状財政の厳しさはあるわけでございますが、行政側と住民側との温度差は、議員ご指摘のとおり、まだまだ溝は深いというふうに思っておりますし、その辺を十分、あらゆる機会をとらえてご説明を申し上げ、それぞれが協働して新たなまちづくりを進めるために取り組んでいけるような体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

十分住民の皆さん方と話し合いをしながら、京丹波町として新たなまちづくりを目指してまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、窓口対応、またその改善等についてでございますが、合併後1年を経過いたそうとしておる中で、いろいろ住民の皆さん方から窓口業務につきましてお褒めをいただいたり、おしかりをいただいたりしておるわけございまして、業務に当たっております職員も、そうした住民の皆さん方の目線に立って親切丁寧な窓口業務ができますように、今努めているところでございます。

また、具体的な指摘事項がございましたら、遠慮なしにお知らせをいただければ幸いに思っているところでございます。

最後に、浅田農産の跡地利用の件でございますが、目下、鶏舎内の鶏ふんの処理を行っていただいております、今月末に約6,000トンの鶏ふんがすべて処理できる見通しと伺っておるところでございます。

あと、埋却鶏、あるいはまたその中には堆肥、飼料、卵、また防護服等のいろんなものが浅田農産横の山林、そしてまた自然公園内に一部あるわけでございますが、今、その最終処理の方法について、京都府で専門家の意見を聞きながら、鋭意取り組んでいただいているところでございます。

このことの整備がつかせんと、なかなか次の段階には入れないなというのが、今、私の実感をいたしているところでございまして、鶏ふん、そして埋却物の処理が、その見通しが立てば、またその跡地についての活用、利用につきましては、地元の皆さん方とご相談を申し上げながら、また私ども行政としても提案をさせていただきながら、有効な活用を求めて

まいりたいというふうを考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○8番（小田耕治君） ありがとうございます。

1点だけ、再確認をさせていただきたいというふうに思うんですが、先ほど申しあげました和知の実施計画の関係で、この項目につきましては、年度別に具体的にどのような内容をするかという項目が整理をされております。地元の方のそれぞれの団体なり各区としては、これがどうなっていくのか、できないのであればできない、これから先やることができるのであればできるというような、いわゆる先ほども申しあげましたキャッチボールができていないと非常に不安になるということで、この件につきましては、支所機能を活用するなり、それぞれの担当者の中でやっていただくなり、その審議会の中で実施計画の中で検討するという問題以前に、そういう細かなところをやっていただきたいなというふうに思います。

この件につきましては、先ほど申しあげましたように、周辺地域と役場との距離を近づけ、協働のステップとなっていくものであろうというふうに思っております。ぜひともお願いをして、質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） ご指摘の件につきましては、それぞれの地域同様であろうというふうに思いますし、住民の皆さん方と十分キャッチボールをしながら、実施計画と申しますか、基本計画、実施計画の中でしっかりその辺については見きわめをしながら、理解を深める中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時30分からといたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、畠中 勉君の発言を許可します。

9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 秋の深まりもだんだん増しまして、稲の収穫も始まり、本年は平年作ということで一安心しているところでございますが、東北等が懸念される中でございます。

私は、平成18年度第3回京丹波町議会で、通告書に従いまして、瑞穂病院の運営につきまして質問をしたいと思っております。

これは、私が議会報告会等を開催している中で、住民の方々の生活実態の中から、切実な

問題として多くの方々から出ている問題でございます。そういう意味で、ご回答の方、よろしくお願いたします。

病院は、人の命を預かる最も重要な施設です。平成17年2月に新しく開院しました瑞穂病院は、旧病院からすると、ゆったりとした空間と新しい機器が導入されました。

町民の長きにわたり念願してきました地域医療の充実に応え、さらに福祉センターと連携した保健・福祉・医療の拠点として、健康の安心・安全を確保しているところでございます。

町長も、3月議会の施政方針で、病院移転を契機として地域医療の確保と医療水準の向上に努め、予防から治療まで一貫した保健・福祉・医療の強化を図ること、また医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。自治体病院としての使命を果たすため、職員の意識改革と経営改革に取り組み、信頼される病院づくりに努めることを明らかにされました。

そこで、以下3点についてお聞きいたします。

医師・看護師等、職員の確保はできているのか。

医師の人数は、医療法によって配置標準が計算されますが、研修医制度が改正され、医師の確保がしにくくなったと聞いています。瑞穂病院の医師の人数は確保されているのか、またレントゲン技師・薬剤師・理学療法士・栄養士や看護師・准看護師等々、専門の資格を有する職員は基準に沿った人数が配置されているのか、さらに一般職は業務量に見合った職員が配置されているのか。

入院患者の治療・診察、外来患者への対応等、病院は365日、昼夜を問わず休むことのできない特殊な職場でもあります。

6月議会で、医師1名、看護師2名を採用した補正予算を議決いたしました。「医療は、技術を提供するだけでなく、病院スタッフと地域の人との心の交流の中で質を高めていくもの」と聞いています。安定した医師・看護師等、職員を確保しなければ、入院患者・外来患者の医療体制やサービスの向上はできないと思いますが、町長のお考えを伺います。

2つ目に、診察から薬ができるまでの時間の短縮についてお伺いたします。

受付のカード化や診察番号の番号表示は、待ち時間の表示でもあり、患者に安心感を与えています。また、内科の2診制等一定の改善がされ、診察時間待ちは一定の時間短縮がされています。しかし、診察終了から薬が出るまで、長い時間待つこととなります。

南丹病院や福知山市民病院、綾部市民病院をはじめ、各病院が院内、院外処方せんのどちらかを選択することが、患者のニーズに応え、経営の安定に努力されています。

瑞穂病院は、新病院になっても1日かかることとなります。開院から1年6カ月を経過し、迅速な対応をしなければ、患者数は減少し、その結果、経営が悪化することは十分予測され

ます。時代の変化に対応して、住民の期待に応え、経営の安定を図るため、電子カルテの導入など改善が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

3点目は、療養病床17床について伺います。

瑞穂病院は、一般病床30床、療養病床17床で、療養型病院としてスタートしてきました。国は、社会保障と高齢社会対応の一環として、要介護度の見直し、障害者支援金制度から障害者自立支援法へ改正して支援費の削減や自己負担の引き上げ、さらに今後は老人保健制度の廃止や療養病床の大幅削減が検討されています。各自治体病院は、財政面をはじめ、多くの課題があり、厳しい状況と聞きます。

しかし、本町の現状は、高齢化率が30%近くで、高齢化の町であります。特別養護老人ホームは、丹波には丹波高原荘、瑞穂には山彦苑、和知には長老苑があり、旧町それぞれに施設があるものの、入所には20人、30人待ちという状況です。運よく入所できても、入所費が高く、年金のない人や、年金だけでは支払いができない家庭が多くあります。

在宅介護にしても、独居老人や老人の2人暮らしなど介護力のない家庭や、若い夫婦と同居していても、共働きで介護できない家庭が増加している現状です。

療養病床であり、加療の必要がなくなれば退院することになりますが、こういった状況の中、一日でも長い加療を続けるため、療養病床はますます必要であると思い、残すべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

以上、私の第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、畠中議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

まず、瑞穂病院の運営についての1点目でございますが、地域医療の充実には医師・看護師等の適正な確保が必要であると思っております。

医師の確保につきましては、本年4月より1名採用いたしまして、現在、常勤医師4名、非常勤医師10名により診察を行っております。

全国的にも地方における医師不足は深刻化しておりますが、医師確保に向けて引き続き関係機関に要望してまいりたいと存じております。

また、看護師につきましては、退職者や、4月からの診療報酬改定による充足数が不足しております。しかしながら、その確保が困難な現状ではありますが、引き続き確保に向けまして努力してまいります。

参考までに申し上げますと、現看護師職員数は、職員18名、臨時5名の計23名でありまして、5名が不足をいたしておる現状でございます。

2点目であります。患者さんの診察・投薬の待ち時間短縮のため、自動外来受付機や診療順番表示及び投薬順番表示装置を設置するなど、待ち時間短縮等の工夫に努めておりますが、最近、診察日・診療担当医によって患者さんが集中するため、大変ご迷惑をかけているのが現状であります。

議員ご指摘のとおり、病院経営の安定には、迅速で安心感を与える対応が必要でありますので、待ち時間の短縮に向けまして、近隣病院で実施されております院外処方導入も一つの方策であると思っておりますし、また、電子カルテの導入につきましても効果があると思っておりますが、いずれにいたしましても調査・研究、費用対効果の試算等を行い、経営改善に取り組みたいと思っております。

3点目につきましては、医療制度改革関連法の成立により、療養病床は6年後には4割の大幅削減となり、7月からは療養病床入院患者の医療区分を3段階に分類し、医療の必要度が低いとされる患者の診療報酬も大幅に引き下げられ、今後の病院経営はさらに厳しい状況になると危惧いたしております。

高齢社会の中で、療養病床の必要性は痛感いたしておりますが、このまま維持していくためには、多額の財政負担が予測される状況でありますので、今後の地域医療対策審議会の答申を踏まえながら、先ほどのご質問にありました経営安定のための迅速な対応の方策も含めまして、町有医療施設全体の経営改善を検討する中で、一定の方針を出してまいりたいと存じております。

以上、畠中議員の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 何点か、再度お聞きをいたします。

1つは、病院の位置づけということにつきましては、3月の施政方針の中で述べられたことは、本町にとりまして唯一の病院であると、したがって大切にしていかなければならないという所信の表明であったと、こういうふうな受けとめ方をしております。

診療所としては2カ所ございますが、病院ということでは、本町にとりまして唯一の病院であると。それは大切にしていっていただきたいし、合併に伴いまして、各市町村ではいろいろな問題があり、1市の中で2病院、3病院が出てきているというような例の中で、それぞれご苦勞をなさって合併に向かっておるといふふうなことでございます。

本町にとりましては、唯一の病院でございます。ぜひとも大切にしていっていただきたいと、そういう大きな考えのもとにおられると思っておりますので、再度その観点から質問いたします。

1つ目の、看護師・准看護師・医師等の問題の職員の確保でございますが、ただいま5名が不足しておるということでございまして、それは募集をされておると思うんですが、その募集の方法は、ただ単にホームページに載せるか、あるいは職安に紹介を頼むのか、どのような方法で行われておるのか。

何といたしましても田舎のことでございます。若い人はどうしても都会へ流れていく、そんな状況の中で、なかなか看護師を確保することは難しいかと思えます。それは、一つには処遇の問題があるかと思えます。処遇を含めた中で募集をかけていくと。

申しましたように、病院は人の命を預かるところでございます。多くの医療ミスが生じております。全国的には医療ミスがあります。そういったものが一つは職員体制、あるいは職員の資質、そういうところから来ておろうと思えますが、何といたしましてもそういう資格を持った方々が不足しておるということにつきましては、病院の持つ重要性からいたしましても、何としても不足のないように人数だけはきっちりそろえていただきたい。

あと、優秀な医師、優秀なということになりますと、またいろいろ問題があるかと思えますが、そこまでは言いませんけれども、やはり何としても数は整えていっていただきたい、このように思うところでございます。

2点目の待ち時間の短縮につきましては、以前にも質問をしてきたところでございます。新病院になりまして住民が期待をしている。新病院になって、いつか医療も高度になろうということの期待と、新しい病院を見ようということで、多くの患者が集中し、待ち時間が問題になり、その中で4カ月ほどしたときに現場を訪ねて、「待ち時間解消のためにどのようなことをされているんですか」ということをお尋ねしたことがございます。

医療機器あるいは薬の配置等々で、新病院になれないため、また多くの患者が殺到されたために待ち時間が長くなっておるというような回答を得たことがあります。

今申しましたように、診療については、予約制度も導入されております。そういった中で、2診制、予約制、それぞれの改善がされて短縮がされております。

しかし、薬につきましては、診療が終わった後、会計のところまでは、聞くところによりますと、それぞれの看護師が数枚まとめて会計のところへ処方せんを持っていくということ聞いております。4名、5名の者をまとめて持っていけば、それだけで1時間遅れることになります。そして、会計が込み、薬剤師のところも込み、それが重なって非常に長引く、そういう状況であろうと思えます。

この辺は、実際患者として私も行っております。そういった中で、まとめて持って行かれるんだなど、もっと迅速な対応をしてほしいと要望してきたことができていない、いわゆる

意識の改革ができていない。これは、人不足からそうなるのか、そういう職員の意識が薄れておるのか。私は、職員の意識が薄れておるのではないかと、このように理解しております。そういった面では、職員の研修をさらに積む必要があるかというふうにも思っております。

その辺、改善の余地があると思いますので、南丹病院やその他の病院のところでは、各個人が処方せんを持って行って会計をしております。瑞穂病院は、そのような対応がどうもとられておらない、そういう状況でありますので、その辺、時間短縮のために現場では何ができるのかということ、常々職員一体となった対応がぜひ求められるところでございます。

その辺について、どのような改善がされるのか、またどのような改善をされようとしているのか、お聞きをしておきます。

それから、3点目の療養病床17床についてでございますが、当初は瑞穂病院は、一般病床30床、療養病床21床以内ということで定めといいますか、南丹管内での割り振りといいますか、そういうものがあったということで、21床のうち17床を療養病床とするということでスタートしてきたところでございます。

今申しました、高齢化率が30%を超える、あるいは経済的に施設へ入れない、そういう状況の中で、療養病床でございますので、要介護施設ではございませんが、できるだけ長い間、そういう家庭での在宅介護ができない人たちも多くあるということ、念頭に置くならば、一日でも長い入院が必要であろうと思います。

そういう今日の年齢構成なり社会情勢を考えましたときに、17床の確保はぜひとも必要であろうと思いますし、そのことが地域住民へのサービスにつながろうと思います。国の方針が出されておる中で、それに全面的に対応していくのか、あるいは、この瑞穂病院独自の対応策があるのか。

1つには、医療制度審議会というものがございます。今後、いろいろ検討されようかと思いますが、その中で検討されると申されればそれまでかもしれませんが、一応町長として、こういう方針であるというところを示していただいて、それが医療審議会の中でどう生かされるか、生かしてほしいと思いますし、ある程度は町長として病院のあり方等については見解をされる方が審議会の方でも審議が進むのではないかと、このように思っておりますので、以上、2回目の質問とさせていただきますので、ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 瑞穂病院の位置づけ等につきましては、今、議員からもおっしゃっていただきましたとおり、唯一の病院として、今後も非常に厳しい状況の中でありますけれども、存続可能な状況を見出して、最大の努力を続けてまいりたいというふうに考えていると

ころでございます。

また、看護師の現状、5名不足をいたしておりまして、8月末をもって第1回目の募集を打ち切ったところでございますが、年齢の問題もございまして、問い合わせはありましたものの、実際の応募はなかったということでございます。

そこで、いかなる募集のあり方をしているのかというお尋ねでございまして、広報あるいは有線、いろんな形の広報媒体でお願いをいたしているのは事実でございますが、それだけでは、今、年度途中でもありましたり、いろんな状況もございまして、なかなか応募いただく方がないのではないかとということで、瑞穂病院の医師はもちろんでございますし、また看護師、また事務長以下職員それぞれがいろんな情報も得ながら個別に当たらせていただいておりますので、できる限り相手方のご事情も伺う中で、ぜひともこの募集をいたしております件について理解をいただいておりますように、それぞれが連日奔走をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、現状、先ほども申し上げましたように、お医者さんの関係では外科医1名を4月から来ていただいたということでございますが、実態としては整形外科のお医者さんが非常に求められているということであろうというふうに思います。しかしながら、その先生を確保するには、非常に現状難しい面がございまして、いろんな制度改正も要因となっていることであろうと思いますが、今後におきましても鋭意努力をしてみたいというふうに思っております。

それから、もとに戻って恐縮でございますが、看護師の募集に当たっての処遇の問題等があるのではないかとというお尋ねでございます。他の病院等と比較して、現状のそうした処遇が低い、高い、いろいろあるかと思っております。しかしながら、大病院とこうした地域の病院との内容等にもおのずと差があるかというふうに思いますし、また業務内容についても差があるかと思っております。一概に金額のみでその判断はできないものであろうかというふうに思いますし、合併を機に、1病院、3診療所ということになったわけでございますが、処遇の問題等につきましても事務化をして統一化をいたしておりまして、特にここだけということにはならないというふうに思っておりますので、現状の基準でお願いをいたしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、待ち時間の短縮についてでございます。

先ほど申し上げましたように、将来的には電子カルテの導入等々いろんな、院外処方の問題でありますとか、十分これから内容を検討しながら取り組んでいく部分もあるわけでございますが、今議員ご指摘のとおり、そうではなしに、現状でももう少し改善ができる方法があ

るのではということでもあります。

このことにつきましては、ご指摘のとおりだろうというふうに思いますので、早速現場で南丹病院の例も出していただいたわけでございますので、できる限り省力化を図って、速やかな対応ができて、待ち時間ができる限り縮小できるような対策をとるよう、すぐさま現場に伝えて検討させたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、療養病床の確保でございますが、現状17床ということで進んでおるわけでございます。これは、先ほど申し上げましたように、非常に今後このことを維持していくのに、取り巻く状況は厳しいものがあるというふうに思いますし、そのことについては議員もご理解をいただけるのではないかとこのように思っております。

こうして、瑞穂病院あるいは和知診療所、それぞれ療養病床を持っておるわけでございますが、京丹波町としてそれぞれのそうした病院施設、診療施設が本当に財政負担をしながらどこまで踏ん張れるかということについては、先ほど来申し上げておりますように、まことに厳しい状況でありますし、それが私どもの町の身の丈に合ったものであるのか、あるいはまたなかったとしても、歯を食いしばりながらもそのことを維持していくべきなのか、この辺については、先ほどから申し上げておりますように、地域医療対策審議会にもお諮りをしながら、そしてまた財政の状況、そしてまた町の思いもその中で十分議論をいただいて、一定の方向を出していただけるものというふうに考えておるところでございます。

審議会のメンバーには、それぞれ見識をお持ちの皆さん方に委員としておつき合いをいただいておりますので、適切な答申をいただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

私の思いとしては、持続可能な、町として最大限守っていくような形で進めてまいりたい。しかしながら、そのことによって、また一方で辛抱いただく部分も出てくることも町民の皆さんにご理解をいただかなければならないのではないかとこのように思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 再度、しつこいようですけれども、お尋ねをしておきます。

1番目の職員の確保ということにつきましては、募集をかけたらいつでも応募があつて、いつでも人数は確保できるということを町長は委員会で答えられたというふうにお伺いしておるんですが、その辺は現状を聞きますとそうでもない、大変人数確保には苦勞するんだというお話でもございます。

また、常勤医師4名、非常勤医師10名というものにつきましては、これが正当なのか、十分なのか、ちょっと私のところでは判断ができませんが、一応医療法の中で配置標準というものが計算されてくる。それは、施設のあり方、あるいは病床の数字、外来患者の人数、そういうものによってそれぞれ医師の配置が、標準配置というものが計算されるようですが、そのことをクリアして、常勤4名、非常勤10名というふうになっておると私は解釈をしております。

医者につきましては、そのようなことをごさいますし、あと各種の資格を得なければならないそれぞれの方々につきましては、資格をごさいますので、その方が休暇を、年次休暇、あるいはその他の休暇を取られた場合に対応できない場合も出てくるのではないかと、そういう場合にはどのような対応をされておるのか。

資格を有する職でございます。普通の行政一般職の方が「ちょっと変わってやってえな」というわけにはまいらないと思います。やはり資格を持った方々がそれぞれ指示すればそれでいいのか。やはり資格は資格者としての仕事があろうと思います。その辺の対応はどうされておるのか、再度お聞きをしておきますし、2番目の件につきましては、お答えいただきましたように、電子カルテの導入は、聞くところによりますと、「この機械を使うのやったら医者をやめるわ」と言うほどややこしいらしいです。そして、それを使いこなすまでには1年では済まないというような現状も聞いております。従いまして、即電子カルテを導入することは、時代の流れといえども非常に複雑なようです。

ほかに簡単なプログラムがないのかということになりますと、やはりこれは特許がありまして、そのプログラムしか現在はないというようなことを聞いております。専門の方がそばについて指導すれば、入力是可以するかもわかりませんが、医者が直接入力せんならんというようなことになると、「もう医者をやめて違うところに行くわ」というようなことになるらしいです。医者の確保がなかなか難しい中で、医者に余り、やめてもらおうと後が大変でございますので、その辺は強要することはできませんが、流れとしては、やはりこういう電子化の中では導入を考えていかなければならないというふうに思っております。

現場の中で、処方せんのあり方について具体的に検討して、住民も同じく参加して、自分で持って行って、1時間と言わず、1分、1秒でも早い処理ができるように、住民の方々にも協力をしていただくことはできる問題だと思いますので、早期に処方せんの会計のところへまでの持参等はされるように改善をしていただきたいと思います。

それから、17床の問題は、何も問題がなかったら私は聞かへんです。こういう厳しい状況で、社会情勢の中、また医療制度がこういうふうに変ろうとしているところに関

題があってお聞きをしておるので、現状で続くならば別にそれでよかったんですが、見直しとしては国が非常に厳しい状況を出してきておると。そういった中で、どう17床を守っていくのかというところに問題点があったのでお聞きをした問題でございます。状況の行く行くの厳しさは承知をしております。その中で、何としても守っていききたいというところがお聞きをしたいところでございますが、経済的あるいは医療給付費の問題等々絡めた問題が出てくると。そういう問題があるので、どうやっていかれるかというところでお聞きをしたので、財政的な問題のみでこれを守ることはできないと、厳しいという状況があるということでございますが、やはり本町の状況等々考えてみますと、17床というものは守っていただきたい、そういう思いを強くしてお尋ねしたところでございますので、再度お聞きをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず1点目の看護師の募集でございますが、募集すればいつでも確保できるということを私が申し上げたというふうにおっしゃいましたけれども、私が院長にそうしてお尋ねをしたのでありまして、私がそんなことを言ったわけではなしに、現状、瑞穂病院の看護師不足につきまして、佐藤院長から縷縷状況を聞かせていただきまして、そういう中で実情は理解をいたしました。「しかし、先生、募集をすれば、どういう時期でも応募はあるんでしょうか、あるいはまた確保はできるんでしょうか」というふうにお尋ねをしたということでございまして、院長も、「必ずあるとは言い切れないけれども、最大の努力も病院として、また医師としてする中で、確保するように努力をしていきたい」というようなご返事ございました。そういうことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、電子カルテの導入等につきましては、いろんな課題もあろうかと思えますし、より慎重に対処をしてみたいというふうに思っておりますが、全体の病院経営の中で何が今不足をしているのか、また対応のまずさがあるのか、この辺を十分検討しながら、できるものはすぐさまやるということで進めてまいりたいというふうに思っております。

また、療養病床の17床を確保するのかもしれないのかということでございますが、やっぱりもとへ戻りまして、そのことは確かに議員も私も同じでありますし、この高齢化が進みます我が町にとりましては、このことがいかに大事であるかということについては認識をいたしておるつもりでございますけれども、しかし、経営上からいきますと、非常に重荷になることも間違いございません。

それを、先ほど申し上げましたように、限られた財源でいかにして守るかということになりますと、それはまた多くの議論の中で結論を求めていくべきではないかというふうに思っ

ておるところでございます。

残余の問題につきましては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、私の方から、医療法に基づきますところの定員数についてお答えをさせていただきたいというように思います。

医療法によりましては、議員ご指摘のとおり、その入院患者、また外来患者によって、数によりまして医師の定数が決まっておるわけでございます。現病院におきましては、もう定数いっぱい満たしておるという状況でございます。

それから、ほかの医療技術者の方が休まれた場合の対応策でございますけれども、レントゲン技師等ございましたら、近隣のレントゲン技師をお頼み申し上げまして、その日の診療に対して来ていただいておるといふような状況でございます。そういう面におきまして患者様にご迷惑がかからないようにご依頼を申し上げておるといふような状況で診療を行っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 次に、西山和樹君の発言を許可します。

1 番、西山君。

○1 番（西山和樹君） 1 番、西山でございます。

一般質問の通告書に基づきまして、梅田地区に改めて地域の活性化拠点としてのトラックターミナルを併設した道の駅の新構想について、ちょっと掘り下げてお伺いをしてみたいと思います。

本日、多少興奮しておりまして、がさつな性格のところへもってきてまして、本件で私だけの思い込みやとか、それから疑問を率直に申し上げるために、いろいろと言葉にとげがあったりすることがあろうかと思いますが、寛容にご容赦を賜りまして、いかなところに私の本当の質問の意味があるのかということをご理解いただいてご回答いただきますように、前もってお願いを申し上げておきます。

まず、旧瑞穂町長に対しまして、平成15年に財産区を主体といたします梅田地域振興会から、同地域活性化のための活動拠点を構築するのにふさわしい場所を提供されたい旨の要望がなされておりまして、これは当然に現新町に承継されてははずでございます。

今般、国土交通省によりまして、国道9号線の水原丸山地内の道路拡幅工事のために排出されます約4万立米近い土砂が排出されることとなりました。その処分予定地としまして、水原地内の王子の宮、王子はプリンスの王子と書くんですが、王子の宮1番地他3筆、登記面積にいたしまして4,300平米、実測はもう少しあるように聞いておりますが、これを

準備されておりました。

これによりまして、ここを埋め立てることによりまして、現在、土砂置き場として、既に現国道面とフラットになっております梅田財産区所有地と合わせて約7反歩の程度になる広大かつ好立地の場所に、今後適宜の時期を見て、国土交通省による道の駅施設とあわせて、大型トラックの休憩ターミナルとともに、将来徐々に農林産物等の販売で地域活性化のための拠点となるような施設を構築されていくという情報が、梅田地内の一般地域住民にも風評として流布し、これに期待をしておったわけでございます。

地域住民は、財政的な見地からも、現在八田にあります、皿引にあります建物のような立派な建物については、今のところ財政的な問題でも当然にこれは無理であろうと。今後は、徐々に旬のクリやとかマツタケやとか新米ができて、これをほかの野菜なども含めまして直売を始め、空き地に梅林の造成やとか、相当ののり面ができますので、そののり面に桜などを植栽して、花見などの催しを計画して、今後にそういうことができたらいいなというふうな期待を持って、十二分にその場所を承知しておったわけでございます。計画とともに知っていたわけですね。

この要望を受けました旧瑞穂町としましては、この対応策として、今般の国土交通省によります排出土砂の埋め立てによって、国道沿いにこの土地は非常に好立地であるというところから、合併前の瑞穂町執行部と梅田地域振興会の思惑が一致しましたことから、本事案が進捗を始めたわけでございます。昨年9月より、同瑞穂町は、当該土地の買収の準備として、さっき申し上げました土地の所有者に対して売却の意思表示の有無を打診するに至りました。昨年9月でございます。

これに伴い、合併後の現町長は、自ら、昨年12月12日の本町議会定例会本会議におきまして、京丹波町平成17年度当初予算に、土地購入費として、現場測量ですが、測量費も含めて2,000余万円の金額を提案されました。同26日の本会議において、平成17年度京丹波町一般会計予算により、本会議において慎重審議の上、可決成立いたしました予算でございます。これは、議員の皆様はよく御存じのとおりだと思います。

国土交通省は、一昨年より、現地調査に基づきまして、国道9号線の水原地内の拡幅用地買収も完結いたしました。今年8月、たしか8日だったと記憶しておりますが、工事請負入札が完了いたしまして、綾部市の浅巻建設株式会社が落札し、現在着工の運びとなっております。引き渡しが、来年3月の10日だったと記憶しております。

ということにもかかわらず、その排出される土砂の処分地は、今さっき申し上げました土地を、みんなは、近隣の町民は皆それとして理解しておったわけですが、その土地ではなく

て、買収する段取りをしましたその土地ではなく、仮の道の駅構想は、現町長の松原町長の独断というふうにあえて申し上げたいと思いますが、地元民に何らの説明も協議もなされないまま、思惑だけで反対され、立ち消えになった、そういう連絡を梅田振興会を通じて聞いたわけでございます。

これは、いつにかかって、議会制民主主義の根幹であります議会決議を、その議案を提案した町長から、議会も当然であります、議員にも何ら諮ることがなく、協議はもとより、通知・報告もなされないまま、その事業が抹殺されることになったのはいかなる事由によるものか。また、この事案が緊急かつ欠くべからざる不合理、もしくは法律上の不能という状態があったのか、そのあたりを明確に答弁をいただきたい。

梅田地域振興会の会合に際しまして、その参加者の一部が、道の駅のうち、物販運営部門に関して消極的な意見もあったやに聞きますけれども、本来、基本的には道の駅たる施設は、「公衆トイレと公衆電話を設置し、ドライバーの憩いのスペースとして定義されている国土交通省の施設」であり、この施設に当地の行政などが物販施設を併設し、にぎわっているのが現状の道の駅であろうというふうに考えられます。そのために、当然にトイレの用地やとか、その他、駐車スペースについては国土交通省の所有にかかるのが当然であり、その一部を行政が所有して物販施設を運営するというのは、恐らく和知の「和」でも、それから現在のグリーンランドにございます「皿引の道の駅」でも同じでございます、こういうことは、一たん当町によって買収した土地を、国土交通省がその大半を当町より買収することということになるはずなんでございますが、この件に関しまして、折衝は国土交通省との折衝ですね、これは決裂して現在に至ったのかどうか、これについて、開始されていないのか、決裂したのか、これについても伺っておきたい。

先月、9月11日、二、三日前でございますが、水原区におきまして、国道9号線拡幅工事に関する説明会が開催されました。そのとき、町と、それから国土交通省と浅巻建設、水原区の住民、それから上大久保、下大久保の区長さんなどもお越しいただきました。そのときに、搬出土砂の処分地が定まらず、国土交通省も現時点困惑しておるとというのが国土交通省からの話でございました。

当町としましても、用地買収後の資本投下以降に国土交通省に対して、その土地の転売やとか、各種の経費、例えば擁壁工事であるとか、植栽、その他舗装工事等につきましても、経費分担につきましても、国土交通省とも道の駅構想について十分折衝する余地があるのではないかというふうに考えられます。

なお、買収予定地は、工事現場から1キロ弱の好立地にあります。約1万台、大体4立米

の土を乗せたとしても1万台に近い大型ダンプによる搬送は、ほかの遠隔地、これは一応の決まりだそうでございますが、国土交通省は現場から50キロ以内であればということのようですけれども、そこで処分をすることによって、現在のところで処分することによって極めて安価になる。それは、だれが考えてもわかるわけですね。30キロのところまで持っていくのと、1キロのところへ持って行って土を捨てるのと、安くなるのはだれが考えてもわかることでございますが、これはいつにかかって血税によって賄われているんだということを改めて皆さん方も知ってもらいたい。これは当町の血税ではない、これは国の税金でございますが、ただ、これに対して当町の方としても十分な理解をされた上で、初期の要望に応えられる意思があるやないやもあわせて伺っておきたい。

このような事情に関しまして、何らの手段も講ぜぬままに、旧瑞穂町より承継していただいたはずの民意を無視して用地買収を中止し、予算を不執行とされた。どうしてそういうふうにされたのか、実は理解に苦しんでおるわけでございます。

また、すべての事案の協議には、必ず反対意見やとか非協力者が存在することは、ごく当然に一般的にあることございまして、この少数意見のみをとらえてすべてを判断するということであつたとすれば、ゆゆしき問題であろうというふうに考えます。

いかなる事情があつたにせよ、いやしくも町長自らが提案し、議場で可決された事業を、何ら具体的な説明もないままで、町長の独断と考へざるを得ない所作によって予算を不執行とされ、本議会の決算に付する議会軽視の最たるものではないのか、町長の真摯な答弁を求めます。

梅田地域振興会としましては、その基盤となる用地買収を拒絶されたことによりまして、意気消沈をするとともに、何度も対応策を検討する会議を開き、また再度にわたって町長に対し決意表明を披瀝するとともに、要望を提出する、また会長以下委員が面談による要望を実施してまいったのでございますが、町長は、「村づくりの活性化が認められれば用地取得とあわせて対応する」と、このようにご答弁をいただきました。しかし、特定された土地もなく、何らの具体策も示されないままで現在に至っている状態で、これもいつ反古にされるか期待ができるものではございません。

地域に本当にやる気がないのであれば、要望に来る住民はいないんじゃないかと思いませんか。本当にやる気があつたからこそ、みんなで、場合によっては大挙と言われるほどの10人以上の人間で要望に伺つた。そういうことから考えても、これに対して当然に具体的な対案を示されるのが町政を預かる町長としての一番大切な我々一般住民に対する態度であろうというふうに理解いたしますが、これに対する町長の所見を伺っておきたい。

次に、当該土地の所有者と当町の契約関係の問題であります。

売買契約というのは、意思表示によって成立するというのが、これは民法上の通説であり、これは明らかな現実であります。何らの疑義を挟む余地はないことは明白であります。

さらに、本件は、当該土地の買収について、昨年9月の旧瑞穂町当時に、本件を担当する部課の責任者がその当時の土地の所有者に対して、「梅田地域活性化の拠点として活用したい。そのために、同地の売却をぜひお願いしたい」ということでお伺いし、その有無を聞いたところ、同人は、「地域のためになるのなら」と快く承諾をしていただきました。

その後、前述のとおり、12月の定例会の当初予算にその買収予算が提案され、議会で当然に承認、可決されたわけでございます。それに基づいて、担当者が17年度予算執行のために、3月31日、同所有者を瑞穂支所に出頭要請し、同人より売買契約書並びに登記承諾書に署名、捺印を受けるとともに、同人の印鑑証明書も同時に受領したのであります。これは、担当者としては当然にやらなければいかんことで、予算が通っているのにその土地を他人に買収されたでは、これは後になって叱責を受けることにもなりますので、このあたりは当然かとも思いますが、要は、そうやって3月31日に本人の承諾を事実上得たということでございます。

そこで、売り主たる当時の所有者は、水田の耕作を放棄することになりました。3月の末でしたので。当然に育苗を中止し、それから、その同地を引き渡すのについて、その田んぼの近くに倉庫に収納していた農機具があったわけですが、これをほかに移転するとともに、その倉庫2棟を取り壊して自分で処理し、更地にして本件売買契約の履行に着手したわけでございます。

しかし、これは一般的に行政諸官庁や公共登記嘱託職員が公共用地の買収契約を締結する際の慣行的な基本行為でありまして、一般的な手法であるのに、町長印が捺印されていない契約は成立していないということは極めて不当な言い分であり、今後、公共用地の買収にはすべて町長同席により同時捺印による契約書交換でなければならないということになれば、土地所有者は常に契約不成立の危険を負担しなければならないという不合理が発生するわけでございます。こんなことは、一般的に許されることでは決してございません。どこの諸官庁でも同じように、まず契約書を持っていき、登記承諾書をもらい、登記承諾書というのは一般の場合の委任状に当たるものですが、登記承諾書をもらい、印鑑証明をもらって、そして行政官庁へ帰り、そこで改めてお金が払われてから契約書が送られてくるというケースも多々ございます。これが、一般的な行政の買収の方法でございます。

以上の経過から類推すれば、本事案に関する当町予算が議会承認され、成立したことを受

けて、当町職員と土地所有者によって本件契約は売買合意の意思表示によって成立している上に、行政諸官庁の一般的慣行手法によって、売り主は契約書に署名、捺印して当町に差し入れ、そのことによって本件契約は適法に成立したと考えるのが最も正当な考え方であろうというふうに考えられます。

万一これが認められないというような状態になったとすれば、明らかに法曹界の一般的学説であります「行政による契約締結上の過失行為」ということで処理をされ、これを原因とした問題がそれぞれ生じてくるわけですが、これに対する町長の所見を伺っておきたい。

しかるに、当町は、6月初旬に売り主に対して、「当事業が凍結されたことによって契約の締結は不可能の状態に立ち至った」という説明を受け、その売り主である所有者は、啞然とするとともに、旧瑞穂町の地域活性化の拠点づくりに協力したにもかかわらず、こんな簡単に反古にされたことに対して怒り心頭に発しております。

先般、売り主より私に対して、「こんなことが許されるんやったら、契約履行請求か、契約履行に着手した損害賠償請求事件を提訴したい」という旨の相談を受けました。専門的な法律対応としては、売り主にとっては町に対する「信頼利益の逸失」であり、売買契約部分については「契約による債務不履行」、一般的な事件としては「当町の契約締結上の過失による不法行為」を原因として損害賠償の義務を負担すべき立場にあると考えますが、これに対する町長の心づもりを伺っておきたい。

最後に、蛇足でございますが、町民よりさしたる要望もなく、また不要不急と思われるような須知公園は、多額を労しても早速に着手されたけれども、以前より地域活性化の拠点を要望し、予算執行も可決した本事案に関しては、町長自ら地域住民には何らの具体的説明も協議も付さぬまま、一刀両断に切り捨てる行為は独裁者のすることであって、町政執行者としていかなものか。その決定に至った経過をつまびらかに説明願いたい。

最後に、今まで申し上げたことに対する質問事項をまとめておきます。

6つございます。

1. 平成15年の旧瑞穂町長への地域活性化の拠点要望の承継は、現在続いているのかどうかということ。
2. 予算承認可決の事業中止の絶対的理由。これは、なぜ絶対的にやめるんだという結果に、この事業についてそうなったものなのか。
3. 排出土砂の処分活用について、国土交通省との折衝状況は今現在どうなっておるのかということ。
4. 排出土砂搬送距離の減少による血税削減の協力に関する当町としての所見はいかな

ものか。

5. 梅田振興会の委員が、熱意を持った再度の要望に対する現在の町長の所見。

6. 行政による契約締結上の過失行為に対する賠償責任について、どのようにお考えになっておるのか。

以上、6点について明確な答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、西山議員のご質問にお答えをいたしたいと存じます。

お尋ねの梅田地区、坂井道の駅構想についてでございますが、このことにつきましては、12月議会でも申し上げましたように、この考え方については十分ご承知をいただいておりますし、今のご質問の中にも言っておりますので、そのとおりでございます。

9月4日にも、梅田地区の振興会の皆さん方にもお出会いをしながら、そのことについては説明をさせていただきましたし、また以前にも、細見会長、また前の中南振興会長にもお出会いをしながら、その思い等につきましては、12月以降について十分その意識を確認しながら進めてまいったつもりでございます。

これは、その当時から申し上げておりますように、いわゆる旧瑞穂町で15年に梅田地区の拠点となるべき広場をつくってほしいという住民の皆さん方からの要請に応じて、こうした計画が持たれてきたというふうに伺っているところでございます。そうした熱意の中でのことでありますので、私としては旧町のそうした事業を継承するのが妥当であろうということで、12月に提案をさせていただいたところでございます。

しかし、このことにつきましては、施設をつくるのが目的ではなしに、そこに地域の皆さんが拠点として何を求めるか、何をそこに作り上げていくかということが私は大切であるという観点で、ずっと地域の皆さん方にも申し上げてまいりました。

しかし、12月から半年たったわけですが、私が就任してから半年たった時点におきましても、この予算を執行する、しない、この判断をするに至りますまで、地域として具体的な取り組み等についてはなかなか聞こえてこない。むしろ、梅田財産区でありますとか振興会の議事録を見させていただいておりますと、口も手も出さんという議事録ばかりでございました。

そうした中で、これは国交省との関係も今ご指摘をいただいたわけでございますが、その残土処分に我が方が用地を取得して埋めていただくということは、これはまた不合理な話で

ございまして、そのことが主たる目的でこのことが進められるということは私は考えておりませんので、そのこともあわせて、いかにその場所に梅田地区の皆さん方の拠点となるべきものができ上がるか、そしてそこに皆さんの魂がいかに入れられるか、このことが一番大切なことであろうというふうに考えてきたわけでございます。

従って、買収につきましては、そのことが十分整っていない状況の中で執行するのは拙速過ぎるという判断で、取りやめたのではございません。見合わせたのでございます。

だから、先般も、9月4日の日に、梅田の皆さんがお見えになりましたときにも申し上げましたように、十分地域の皆さん方で、道の駅にするのか、あるいはまた別の自分たちの拠点施設にするのか、場所がそこで本当にいいのか、ほかにもあるのかないのか、この辺も含めて十分な議論をされてご相談をいただきましたら、いつでも町としてはそのことに積極的に対応させていただきたいというふうに申し上げているところでございます。

4日の日にも、少し聞かせていただいたわけでございますけれども、梅田地区村づくり委員会の設立もされるやに伺っておるところでございます。そうした多くの皆さん方の協議の中で、地域としての今後のあり方について十分な議論がされて、またそこに私ども行政も加わらせていただいて、よりよいものができることを私は望んでいるところでございまして、すべてを反古にして、もう一切このことには手を出さない、こういう思いは全く持っておりません。

むしろ、もっと地域の皆さん方でこれから、その場所だけつくればいい、あとは知らんということではなしに、自らがそこをどう活用していくのかということについて真剣な議論をいただきたいというふうに思っているところでございます。

国交省にかかわる検討につきましては、今申し上げましたようなことでございますので、どこかほかはないのかというお尋ねもありましたので、そのことについては一、二候補地として、「ここはいかがでしょう」ということで、条件もつけて申し上げているところでございます。

また、行政による契約締結上の過失行為云々ということでございますが、確かに予算はあるわけでございますし、皆さん方の思いの中で用地買収を考えておったわけでございますし、現実的に担当の者が地権者にお会いをし、理解を求め、その契約に向けて取り組んでおったことも事実でございますし、地権者の方がご理解をいただいて、捺印もいただいたことは承知をいたしておりますけれども、理由としましては先ほど申し上げたとおりでございまして、現状のところ、全く上に地域の皆さんの思いが込められていないのに、また国交省としてもまだ道の駅という位置づけがされるのか、あるいは雪寒基地としての位置づけがされるのか、

全く現状としてははっきりしていない状況の中で、すべて町でそのことを進めていくというのには余りにも無謀過ぎるのではないかという判断で、一たん取りやめにさせていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 今、お話しいただいたこと、大体今までの私の考えておったこと、それから町長の方からこの前、今さっきおっしゃったように、9月4日に私も一緒に同席いたしまして聞いたことに関しまして、まだ私から不足な部分についてお伺いをしておきたいと思います。

まず、今さっきおっしゃるように、しばらく見合わせたということであれば、これは極めて結構なことではあるんですが、ただ一つ問題があるというのは、場所というものは1カ所しかない、これから先どこなっとの土地というわけにはいかない。それと、一つずつ整理をしないといけないんですが、私というか、近隣の者にとりましては千載一遇のチャンスじゃないか。というのは、確かに土地は一たんは買わなきゃいかんだけれども、これから先、かわる土地がそう簡単に見つかるとは思えないということが一つ。

そこに、たまさか2反歩か2反5畝歩ほどの財産区の土地と併設して使うことができる。それによって、効果が大きくなるということが一つあります。

それと、土砂を仮にどこかへ、福知山へ持っていきなり、大江町へ持っていきなり、和知でも丹波町でもいいわけですが、そこへ運んだとなれば、そこが有意義に使えるところであればいいわけですが、1,700万余りの土地で、果たしてそれだけの利用価値の高いものが生まれるかどうかということについて、町長はどのようにお考えになるのか。

その場所が、坂井とさっきから言われていますが、坂井との隣接地で、あれは水原地内です。現在、変な土地なので、国道に今現在面してあります平地というのは、これは坂井地内、埋めようとするところは水原地内なんです。余り大きな問題はないんですが、要は、そういうたまさか合わせて使うことによって利用価値が非常に高まるということが一つ。

それから、一たん、1,700万余りを出して買って、国土交通省との話し合いをすれば、その土地の問題については解決するんじゃないかな、お金の問題については。

問題なのは、やる気がある、ない、梅田の村づくりという問題も当然ありますし、これは遅かれ早かれつくらなければいかんものだろうと思いますが、実践の中から生まれるということも私は大事じゃないかなと。

だから、初めから、「さあこれだけのものは高いで、これだけでやりますさかい」と、計画は立派にできたけれども、果たしてやりかけてから動かなくなるよりは、初めのうちは小

さいものでコツコツやる。極端な話が、掘っ立て小屋の親方ぐらいのものから始めるには、やっぱりそういう一つのプロセスが大事なんじゃないかなというふうに思います。

決して中止したのではないと、現在停止しているんだという町長の今のご発言はありがたく承っておきますが、やっぱりものにはチャンスというものがある。だから、今回、もう一度、それほど私は大きな問題ではないと思いますので、国土交通省ともうちょっと詰めて、一体この金についてどうしてくれるのか、おまえのところでどれだけ出すんやという本当の詰めた話をしてもらえば、向こうは決して今のところ、弱みにつけ込むという言い方は問題があるかと思いますが、今あそこに捨てたいと考えているのはもう間違いない事実ではあります。

それは、1台幾らかかるのかわかりませんが、1,000万円や2,000万円の差じゃなくなりますな。ほんなもん、1万台のトラックが、10トン車が毎日たくさんの砂を積んで往復するわけですし、これは、ちなみに申し上げておきますが、和知方面、三ノ宮の谷へ行くとしても、必ず9号線、27号線のルートを通っていただかないと、今現在府道の上野水原線ですか、あの道路は通ってもらえない。危険で、とてもじゃないけれども、ほかの人間は通れませんのでね。ですから、そういうことも踏まえて、ひとつもう一度この段取りで、近々日中に実行していただく考えは町長には全くないのかどうか。

もし、これでなくなって、この話が仮に立ち消えになって、さあいざとなって探しかけたときに、適当な土地がなかったときに、町長はそのときになってどのような責任をとっていたのかということも含めて、私は現時点でお伺いしておきたい。

2回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 繰り返して恐縮でございますが、場所等の問題につきましては、いわゆる15年の協議要望、そうした経過の中で、どことはそのときにも定まっていなかったというふうに聞かせていただいております。その後、いわゆる遠方瑞穂線、交差点改良等々、あるいはまたそれにかかわって9号の拡幅改良等の話も含めて、そのことをお互いが協力しながら一つの場所づくりができないであろうかというのがこの話のもとであったというふうに理解をいたしておるわけですが、しかし、それで、いわゆる梅田財産区の土地でお互いが理解をする中ですべてが進むという好条件であれば、また別な展開があったのではないかというふうに思うんですが、民地も確保しなければならない、あるいはまた、そこを埋め立てる場合に川がございまして、擁壁もしなくてはならない。この費用も用地も、すべて町持ちで、国交省はそこへ土を持ってくるだけと。これでは余りにも条件が悪過ぎはしないか

というのが私の考え方でございますし、また、つくり上げた用地につきましても、地域の皆さんがどのような使い方を、1万平米近くのをどうされるのかということと、国交省がその時点で道の駅の構想として、いわゆるトラックターミナルであるとか、あるいは雪寒基地をそこへ移動するであるとか、それに必要な面積はこれこれしかじか、買い取り価格はこれこれしかじかということであれば、もう少し私としては具体的に前へ進めたんですが、そういう交渉は全く進んでいない状況の中で、いわゆるすべてのことを我が方でやった後に、向こうさん、いわゆる国交省の方はいろいろ相談には応じたいというのが現状でございます、しからば、私は一番大事にしたかったのは、先ほどからくどく申し上げておりますように、国交省とかそんなところではなしに、梅田地域の皆さんがそこで何を考えておられるかということが一番知りたかったわけでございます、あとは行政でやったらいいのやと言われるのは、ちょっと今の時代、なかなか難しいというふうに思いますし、現状、農産物の云々ということでありましたら、皿引もご利用いただいておりますかと思っておりますし、下大久保でも一定のそうした場所も確保されておるわけでございますし、もう少し突っ込んで申し上げるなら、今、梅田財産区のそこに土地があるわけでございます、一定の広場はあるわけでございます。そこを、テントなり、何らか簡易な方法で使えるようにして、とりあえず一回、みんなの今つくっておるものを並べてみようということも積極的にお取り組みをいただきましたら、もっと私にはわかりやすかったというふうに思うんですが、先ほど申し上げましたように、お金も口も出さんというのがその梅田地域をリードされております皆さん方のご意見であるというのが決裁文書の中にありましたもので、細見会長にもお話をさせていただきましたし、以後そういうことで、地域の皆さん方で十分煮詰めてほしいというお話もさせていただきましたところでございます。

そうした中で、地権者の方には非常にご迷惑をおかけしたことにつきましては、まことに申しわけなく思っておるわけでございますが、契約書を取り交わしたというところまではいっていないわけでございます、そのことが今議員ご指摘の、いろいろそちらにもあるのではないかということもあるわけでございますが、現状としては、私としてはそういう作業を進めてくれているということは知っておりましたけれども、最終のところまでということには認識はいたしておりませんでしたし、その辺はどうかと詰められましたら、非常に苦しいところがあるわけでございますが、私としては認識はしていなかったということでございます。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 確かに、今町長がおっしゃったように、決して契約の成立、不成立が

私は本来では決してございませんで、もともとはそうなるべきであったはずだというのに附帯して契約というような問題が出てくるわけですが、国土交通省との相談については、国交省の人間に直接聞いたわけですが、国交省は、「相談は、面と向かってきっちりした相談は受けていない」、それで、当然に道の駅の問題についてもよくよく向こうは熟知しているわけですから、ただ、予算も計上されて進んでいるというふうに期待をしておったのに、「屋根上がってはしご外れた」感じで、町長が反対だと言われてできなくなったということに関して、もう向こうとしてはどうしようもないんやと、今。土地は、町でも探していただいているようだけれども、今さっき言いましたように、工事現場から半径50キロ、篠山から大江、それが亀岡までの半径内で調べておるということは言っておりました。

ただ、問題点といいますのは、話がされていない、それからこっち話を聞いていない、だから、今おっしゃるようにちゃんと、これは町長の言われるのもごもっともな話で、4日にお邪魔したときにも町長は言っていましたが、土地はこっちで準備する、ほんで擁壁はつくって、「はい、ちゃんとできましたから国土交通省はほかにしてください」、それはそんなばかなことは私はする必要はない。これは、町長とその部分について同意見でございますが、さりとて、「うちとこが土地は買いますよ」と、官有地でないと捨てられないという国交省の事情がございますので、これについては仕方がない。だから、そこのところは百歩譲って、「買いましょう」と、町が、「ただし、あなたのところで擁壁は組みなさいよ」と、「トラックターミナル部分としてこれだけ出るでしょう。これだけはあなたのところ持ちやで」と、「トイレの部分もあなたのところ持ちだ」というふうな話まできっちりすれば、向こうの方としては大阪へ上げるというんですね。だけど、今の段階では大阪へ持っていくわけにいかんと。そういうのは、私はある種、職務怠慢という言葉は当てはまらないと思いますが、もう一步突っ込んだ本当の折衝がなされていないと。国交省に対するこれは問題でございます。

それから、今さっきチラッと町長の方から話がございましたが、「行政にあとはやってもらうので」というふうなことで、決して今までのところは、私の出席させていただいた会の中では、そういう話は出ていなくて、戸惑いは確かにありますね、「そこでどないしたらいいんやろか」と、「得るものはあるんやろか」とかいう話がありますが、それ以前に、要は地元としてはあそこに拠点となるようなものが、施設が先にはつくっていただけるという、これは一般の町民からの要望なんですね。そういう形で流れていましたから、みんなは「何で急にだめになったんや」と。

ある意味、町長一人が悪者になっている部分も私はあるかと思いますが。あえて、今の質問でお答えいただいたことによって、また理解してくれる部分もあるだろうと思いますが、

私がお願いしておきたいのは、今からでも時間は遅くない、私はあえて国土交通省ともう一度相談をしてもらう必要と値打ちはあるだろう、私は買った土地よりもよい値段で返ってくるんじゃないかなと、私は勝手に思っているんですがね。

ですけど、まあまあこれはそういういわゆる埋め立てに対しては相当のお金も要りますが、向こういわく、十分に搬送料だけで費用が出ると。これは、現実の問題、そうだと思います。それは、1万台のトラックが1日1万円ずつ距離を長く出ただけで、もう100万円はたくさんかかるわけですから、とても1万円で済むわけではないので。

まあまあその金額の問題はともかくとしまして、そういうふうに私は考えていただきたいと思うし、それから、今その議事録を見たというように今ここで改めて聞かせていただいたんですが、その議事録には果たしてちゃんとした議事録署名人のついたような、ちゃんとした書類であるわけですか。それはだれが承認したのかと、ちょっと私もわからんのですが、だれに聞いてもわからんと言うんですね、だれが言うたのか。どないなったのか。

だから、そういうものを、町長が仮にそれだけを唯一として信じられたとすれば、私はこれは何をか言わんやじゃないかな。これは、改めてもう一度検証されたい。

そして、幸い、森田支所長も大概の会には出ていただいておりますので、だれかはわかるだろうと思いますが、別に個人名をどうこうと申し上げるんじゃなくて、みんな一枚岩ではなっていなかったということだろうと思います。町長の、今、答弁の中にもありましたように。

だけど、拠点用地がないことには、そこから先はなかなか進められないというのが私は現状だろうと思います。緊急欠くべからざるものでは今のところありませんのでね。ただし、やる事業主たる国土交通省にとっては、今、のどから手が出るほど欲しい土地だという、ある種の駆け引きも私はあつてしかるべしではないかと。

もう一度再考をしていただきたいというお願いと質問をいたしまして、最後にいたしたいと思います。よろしく。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 何回も申し上げて恐縮なんですけど、私は埋め立てが先であるとは考えておりませんで、その辺のプロセスがちょっと西山議員とずれているのかなというふうに思いますが、拠点の場所をつくるということについては、それは住民の願いであって、そのことは継承をするべきだという判断でございますし、そこには地域の皆さんの熱意がこもった計画が乗っかっている、このことがまさしく15年から今日まで来ております梅田地域の活性化に向けての拠点づくりの要望の主たる中身であろうというふうに理解いたしております。

て、国交省の工事は、これはまた行政サイドと別の問題でございまして、そこにすべての照準を合わせながら、一方で拠点づくりという方向を目指したつもりは、私にはなかったわけでございます。

そして、条件的な部分等につきましても、その時点では明確になっていなかった。むしろ、私の聞いた範囲では、そうした私どもに出費を抑えるための手だて、協力等については一切ないという報告を受けておりましたので、余り国交省による埋め立て、このことを何としても受けていかなければならないという思いは、私にはなかったということでございます。

それと、議事録の関係でございますが、梅田財産区の議事録であったというふうに思っておりますし、そこに書かれておりましたのは、先ほど申し上げましたように、道の駅構想についてはお金も、またそのことにかかわることもしないという内容でございました。

なぜ私はそれを重く受けとめたかと申し上げますと、梅田地域振興会は梅田財産区の委員の皆さんが主となり、あと各区長さん方が加わられての振興会であると、こういうことでございますので、なかなか一方でそういうお考えであれば、以後、この話はよほどのことがない限り前へ進みにくいのか、あるいはまた15年当時の思いが消えうせたのか、この辺について少し心配になったところでございますし、以後、上田助役にも相談をしながら、地域の皆さん方の改めての決意、思い、そんなものもお聞かせをいただきたいというようなことも申し上げながら今日に至っているわけございまして、先ほどから申し上げておりますように、これでこの話は打ち切ったという思いは一切いたしておりませんし、ぜひ西山議員も、この梅田の村づくり委員会に参画をされるやに聞いておりますし、中心的な存在、また指導をされまして、この拠点づくりにつきまして具体的な地域の取りまとめをいただきましたら、私も積極的に財源としては置きながらお待ちをしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、3時20分からといたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時20分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山内武夫君の発言を許可します。

12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それでは、ただいまから、通告書に従いまして、私は次の2点につきまして町長にお尋ねしたいというふうに思っております。

最初に、去る7月に発生をいたしました平成18年の7月集中豪雨被害に係る対応についてであります。

梅雨末期の7月17日から19日にかけて発生いたしました集中豪雨は、沖縄や中国、四国、さらには長野県、また近くでは京丹後市における災害など、全国に広い範囲におきまして大きな被害が発生をいたしました。尊い生命や家屋、さらには道路等の公共施設をはじめ、農林施設など、住民生活の根幹にかかわる大きな被害が報じられておりまして、これらの被害に被災されました皆さんに、心からお見舞いを申し上げたいというふうに住じます。

幸いにも、京丹波町におきましては、甚大な被害となることなく経過をいたしましたことを喜びつつ、一方では、先の臨時議会におきまして、冒頭町長から報告がありましたように、総雨量200ミリを超える豪雨に見舞われた中で、37カ所の河川や道路、農林業施設などに多大の被害を被ったことも事実であります。

そこで町長にお尋ねをします。

まずは、これら報告のありました37件の被災の詳細についてお教を願いたいというふうに思います。また、国の災害復旧事業の適用を受けるには、降雨量など一定の要件が必要かと存じますが、これらの状況につきましてもあわせてお答えをいただきたいというふうに思います。

次に、先般、産業振興課長名で各区長に伝えられました災害に対する対応通知について、お尋ねをしたいというふうに思います。

それぞれの区長さんは、豪雨翌日から区内の被災状況を確認し、支所を通じ、また直接本所に被災状況の報告をしていただいたところでございますけれども、先般の産業振興課長よりの通知によりますと、その多くの箇所がそれぞれの区において対応願いたいとのことでありました。

通知を受けた区長さんから、対応すれば補助金はあるのか、農繁期を目前にして、被災した農道や畦畔などの復旧をどうすればいいのかなどのお声をお聞きいたしました。このように、今回の町からの通知に対して、地元区ではその対応に苦慮されているのが実情であります。

そこでお尋ねいたします。

町内各集落から報告のあった被害件数は、農林、土木ごとに何件であったのか。また、今回の災害で、一定の要件のもとで国の補助対象事業となる災害復旧工事は、農林、土木等の対象ごとに何カ所を見込んでいるのか。また、農林災害においては40万円以上の事業費が見込まれるものを補助対象とするとされておりますが、事業費が40万円以下の見込みものはどう対処をされるのか。国には、「小災害」として、13万円以上の工事については起債

を認め、その元利償還金について交付税措置をするというような制度もあります。京丹波町農林漁業関係補助金交付要綱では、これら災害についても補助基準が定められていますが、これら「小災害」の採択件数についてもお尋ねをいたします。

次に、こうした国の制度を活用してもなお残る13万円以下の災害について、どう対処されるのかについてもお尋ねをいたします。

先の台風23号による30年振りとも言われた災害に対して、旧丹波町、瑞穂町、和知町では、それぞれ5万円以上の災害復旧工事に対しても、農家組合等を事業主体として行った場合に限り、2分の1の補助金を支出してきた経過があります。こうした経過も踏まえて、今回の被災に対しても、町民の生命と財産を守る最後のとりでとして、今こそ住民の切実な要望に目を向け、支援することが大事であるというふうに考えますが、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

不況、経済不安が続く今日でございます。こうした公共工事を積極的に発注することも町地域の活性化につながるというようなこともあわせて申し上げ、質問といたします。

次に、商工会の運営補助と支援についてお尋ねをしたいというふうに思います。

今、商店街は、日常生活圏の広がりや消費者ニーズの多様化、高度化、大型店舗やコンビニエンスストアの進出などの影響をもろに受け、さらには経営者の高齢化や後継者不足が相まって、廃業を余儀なくされている事業所も出てきております。加えて、従業員の減少も一段と進行し、自らの経営努力だけではたちいかない厳しい経営が続いていることも事実であります。

特に本地域では、昨年の合併によります役場支所への縮小や、事業経営の合理化、法律化の名のもとに、町内の公共事業所の廃止、縮小が加速度的に進行し、公共事業の減少や個人消費力の弱体化により、町の活性化が失われるなど、旧町商店街の衰退は一段と進行しております。

こうした中、不況により経営不振にあえぐ多くの零細の商工業者を構成員とする商工会が地域総合経済団体として果たすべき役割は、個々の事業者の経営指導や記帳指導にとどまらず、今年の夏に開催されました旧町それぞれの夏祭り、地域イベントの成功の大きな原動力になったことは周知のとおりであります。

今さら私が言うまでもなく、商工業の振興は町の活性化に密接に結びついておりまして、そこに暮らす商店街は町の顔として、地域経済のみならず、地域文化・伝統の担い手として重要な役割を果たしてまいりました。

私は、このようなときにこそ、町行政として商店街の組織強化と消費拡大につなげるため

にも、商工会との連携を強化し、商工会への支援をはじめ、商工業者の経営安定を図るための指導、育成に努めなければならないというふうに思います。そのことが、今求められているというふうに考えております。

そこで町長にお尋ねをいたします。

平成18年度の京丹波町現計予算では、商工会の小規模事業経営支援事業補助金として2,103万6,000円が予算化されております。本補助金は、京都府商工会連合会から京都府町村会長あての要望によりますと、市町村には京都府補助金の2分の1以上の額を補助するよう要望もなされております。また、京都府の方からも市町村長あてに、商工会が行う経営改善普及事業の重要性や市町村との連携の必要性をご理解して、一層の支援を賜りたいとの依頼文書も参っております。

先の合併協議の中でも、小規模事業経営支援事業につきましては、平成17年度の実績及び18年度の事業、予算案を精査し、3町商工会統一の交付基準により算出するというふうに定められておりますが、先に申しました18年度現計予算額2,103万6,000円はこれらのことを十分に反映した金額となっているのか、まずこのことをお尋ねしたいというふうに思います。

また、先ほども言いましたように、市町村補助の基盤となっている京都府補助金の算定では、経営指導員、記帳専任職員、補助職員という職務ごとに基本報酬月額が定められており、このことを基本として補助金が算出されておりますが、現行の3町商工会の実態を見ますと、補助基準単価が極めて低く、それぞれの商工会が多額の自己負担を余儀なくされております。そのことが、また商工会の財政運営基盤も脆弱なものとしているのが実態であります。深刻な経営不振にあえぐ多くの中小商工業者を構成員とする商工会は、会費の値上げも困難な状況にあり、1年半後に迫りました商工会の合併にどう対処するか、その準備行為をも含めて重要な時期と考えます。

町として、地域の経済活性化をともに考える立場からも商工会への補助を充実すべきと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

次に、瑞穂町商工会では、町内事業所に永年勤続されました従業員を対象に、永年勤続優良従業員表彰要綱を定め、そこに働く従業員への感謝と激励を行われております。そのような中で、本年から、町としては町長表彰をしない旨の通知がなされたと聞きますが、町の発展に尽くしてこられたこれらの方々に、感謝とさらなる活躍、激励をするのが商工行政に責任を持つ町長としての立場ではないでしょうか。

合併を目前にした今、本事業は、瑞穂町としては今年で最後となるものであります。町長

表彰を廃止しなければならない理由がどこにあるのか。このような事業は、廃止どころか、京丹波町全域に拡充し、実施すべき事業であり、町長として存続に向けて進言すべきであるというふうに考えますが、町長の見解をお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、山内議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、平成18年7月におきます集中豪雨被害への対応についてであります、「小災害」につきましては、対象が農地、農業用施設で、1カ所の工事費が13万円以上40万円未満のものであります。

今回の農林関係被災箇所のうち、国・府の補助対象事業で申請予定のもの10カ所を除き、今回の「小災害」の補助制度に該当する被災箇所はありませんでした。

今後の対応として、財政的費用対効果も考慮して検討するものとし、基本的には補助対象外となる40万円未満の一般災害については、地元対応をお願いをしておるところでございます。

台風23号災害につきましては、被災箇所数が格段に多く、特別対策として町単費補助金を交付いたしました。通常の補助対象とならない災害については、旧丹波町及び旧和知ではすべて地元で復旧、対応してきました。

これまでの経過や、町を取り巻く事情をお含みいただき、農地あるいは農業用施設については、その受益も限定・特定されるものでありまして、すべてを補助金に頼るのではなく、合併の背景を考慮いただき、地元でできることは地元でお世話になりたいと考えておるところでございます。

また、公共土木施設災害復旧の国庫補助対象となりますものは、被災金額が60万円以上の道路、河川災害で、60万円以下13万円以上のものは町単独災害復旧事業となっております。

本年7月の豪雨災害で、国庫補助事業として申請いたしますものは、河川災害3件と道路災害1件となっております。また、町単独災害復旧につきましては、道路3件となっております。また、町道の崩土を取り除き、9カ所につきましては維持管理事業で対応いたしております。

旧町で、里道等の地元災害復旧に対し補助金を出していた町もありましたけれども、合併後は制度を設けておりません。今後は、災害に遭わないよう、ふだんから地域の危険箇所等を点検確認いただくとともに、異常気象時におきましては、水路の障害物の除去や水切りなど、災害防止につきまして地域の防災に努めていただくなど、住民自治に向けた取り組みに

ご理解をいただきたいと考えているところでございます。

次に、商工会への運営補助と支援についてでございますが、小規模事業経営支援事業補助金については、ご指摘のとおり、要望なり合併協議において、府補助金の2分の1以内で補助するという事になっております。このことにより、平成18年度小規模事業経営支援事業補助金については、補助対象経費となる経営改善普及事業に係る事業費に対しての京都府小規模事業経営支援事業費補助金額の2分の1以内で補助金の支払いをいたしました。

具体的に申し上げますと、丹波町商工会へは620万円、和知商工会に対しましては550万円、瑞穂商工会においては684万2,000円の支払いをいたしました。

瑞穂商工会を例に申しますと、当商工会に対する京都府小規模事業経営支援事業補助金額は1,775万7,000円で、町はこの総事業の約4分の1に当たり、京丹波町商工観光振興補助金交付金交付要綱に基づきまして積算をして、支払い決定をいたしましたところでございます。

今後の商工会合併に向けての協議、調整の中においても、京都府補助金の2分の1以内の額で調整をお願いしたいと考えております。

次に、2点目の瑞穂町商工会における永年勤続優良従業員表彰の町長表彰は行わないことについてでございますが、平成18年度においては、丹波町商工会、和知町商工会との均衡を考慮し、瑞穂町商工会にかかわる従業員の方のみの表彰については、均衡性を保つ上で不公平感もあり、今回は行わないことといたしました。

このことについても、商工会の合併協議の中で調整をいただき、全体として表彰し、慰労と激励を行うことであれば、むしろ積極的に表彰し、さらなる職務の精励の糧としていただきたいと考えておるところでございます。

残余の質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 失礼をいたします。ご質問の災害の件でございますが、災害件数につきましては、先の臨時議会で町長が述べましたように、37件ございました。ただ、その後、課の方でいろいろ取りまとめをする中で、災害件数は45カ所ということになっております。そのうち、国の補助対象になる部分につきましては、農地が1件、それから施設が4件、それと林道関係が2件、それと林地崩壊関係が2件、あと1件ございますが、計10カ所ということになっております。

あと、雨量等のことがございましたけれども、これにつきましては土木の方が確認しておりますので、土木課長の方から報告をするというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） それでは、ご質問のありました災害の状況についてご説明申し上げます。

まず時間雨量でございますけれども、7月17日、午前8時40分から9時40分、最大時間雨量でございます。36ミリでございます。

それから、1日の最大日雨量なんでございますけれども、7月17日の朝7時から同18日の朝7時までの24時間で、118ミリの降雨となっております。

それから、連続降雨量でございますけれども、7月17日、午前7時から、7月19日の午前9時まで、累計で209ミリでございます。

次に、土木の方の災害の件数でございますけれども、調査班あるいは区の方からいただきまして、集約いたしますと、土木につきましては河川10カ所、道路15カ所、計25カ所の報告をいただいております。

まず河川でございますけれども、河川につきましては10カ所報告いただいております、そのうち8カ所につきましては補助金の採択要件によりまして3件ということで、まとめて本災にかけるという形でございます。そして、あと残りにつきましては、職員が調査いたしましたところ、被災小ということでございます。

道路につきましては、15件ございまして、そのうち応急に措置をしたものが9件でございます。それから、補助金申請の本件としてあったものが1件でございます。本件につきましては、河川3、それから道路1で、計4件でございます。

それから、それ以下の単独災害でございますけれども、これにつきましては、3件につきましては既にもう発注いたしております。今、詳細、あと2件につきましては発注の準備をいたしております。

補助対象外の災害でございますけれども、一応今までに発注しましたものが約90万円でございます。それから、崩土とか、そういうものに対応いたしましたものが80万円ということで、現在のところ、170万円の出費となっております。

それから、本災の方の査定でございますけれども、来る12月12日にあるということで、査定額といたしましては、現在のところ4件で1,530万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それぞれ今ご答弁をいただいたわけですがけれども、再度集中豪雨被

害について、対応につきましてお伺いをしたいというふうに思っております。

今聞いておりますと、それぞれ事業採択に向けて努力をしていただいたというふうに思っておるわけですが、今回の災害についてそれぞれ、まず1点は区の区長さんの方から災害報告が出ておったかというふうに思いますが、今も聞いておりますと、それぞれ農林、土木、それぞれについて災害の方の査定もされておるようですが、聞いておりますと、区によってはまだそういう回答が行っていないというようなことを聞いておりますが、回答があった区、なかった区、そういうのがまだあるのかどうか、最終まとめができていないのかどうか、その点もあわせてお伺いをしておきたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、今農林災害の関係で、13万円以上、40万円以下の事業についてはないというようなご答弁やったというふうに聞いておりますが、私が聞いておるところによりますと、区によりましては40万円以下のところでもそういう業者の見積もりをもらっておるというようなことも聞いておるんですけれども、本当にそういう13万円から40万円までの被害箇所がなかったのかどうか、改めてその点もお聞きをしておきたいというふうに思っております。

それから、次に商工会の関係でございますけれども、再度補助金の関係でお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、小規模事業の補助金の算出根拠、これは先ほども言いましたように、基本報酬月額が定められておまして、それをもとに算出をされておるというふうに聞いておりますが、現状の補助の基本額が、基準単価が極めて低いというようなことで、実態に合っていないというようなことがはっきりしております。そのことから、京都府や京都府の商工会連合会からそれぞれの市町村長に、その差額も含め、援助してほしいというような依頼が町長のもとへ行っておるというふうに確認をしておるところでございますけれども、そういう点から言いますと、京都府の方でも補助基準単価が極めて低い、実態に合っていないというのが認められているわけですので、町といたしましては、そういうふうなり、商工会連合会の要望に応じて、実態に合ったそういう予算措置をすべきであるというふうに考えておりますが、その点についても再度町長の答弁をお伺いしたいというふうに思っております。

それから、もう1点、商工会の永年勤続の優良従業員表彰の件についてお聞きをしたいというふうに思いますが、商工会も現在順次合併に向けまして調整もされておるというふうに考えておりますが、現状、瑞穂町のみが隔年でこういう従業員に対する表彰規定を設けて実施をされておるものであります。そこに働く従業員の方は、それぞれの町の発展を支えていただいている方々でありまして、今日までの功労に感謝をし、激励をしていくというような

ことが大変大事であるというふうに考えております。

町長は、3商工会の事業の均衡性を保つ意味で、表彰はしないというようなことで答弁をされておるようですけれども、先ほども言いましたように、2年後の合併を目前にして、今回が最後となる表彰事業であります。今後、合併協議の中で商工会が特に廃止、存続については、また調整もされていくであろうというふうに考えておりますが、そのようなときに、なぜ合併を目前にした今、町長表彰を廃止しなければならないのか、改めてお聞きをしたいというふうに思っております。

均衡というようなことを言われましたので、そういう均衡という意味から言いましても、現に町行政の中でもいまだに調整ができずに、旧町事業を継続しておる、「当分の間」ということになっておりますけれども、そういう事業もあるわけがございますので、ましてや、この表彰は今年で最後ということになりますので、今の時点になって廃止をされるというのはどうかというように思っております。

先ほども町長が言われましたように、できるならば、今後全町的に拡充をしていく方向で、町長として今後合併協議の中でもまた進言をしていただくべき事業であろうというふうに思っておりますので、再度ご答弁をいただきたい、このように思っております。

以上で、第2回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 災害の関係等につきましては、担当課長から答弁をいたさせますが、商工会の補助につきましては、先ほど申し上げました、基本的には京都府が申しております2分の1ということで、今後商工会の合併以後の補助金等のあり方についてもそういうことで理解をお願いしたいというふうに思っているところでございますが、ご指摘のとおり、なかなか実態とは合っていない中での商工会の運営ということで、いわゆる補助金で運営されておるとい実態もあろうかというふうに思うわけですし、非常に苦しさも理解をするわけでございますが、またそうした中で、商工会は商工会としてのご努力もいただかなければならないのではないかというふうに思っているところでございまして、今、3商工会が合併に向けて協議をされているというふうに伺っておりますし、そうしたところでは基本的な考えは先ほど申し上げましたとおりでございますが、以後、そうした分では調整も加えるところも出てこようかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、従業員の勤続表彰をなぜしなかったかということでございますが、それぞれ旧町の特色ある取り組みがなされておった一つの例であろうというふうに思っております。絶対とか、そういうことではなしに、いわゆる限定をされた部分、たしか10年勤続であったかと

いうふうに思うんですが、その部分だけ町長表彰で、あとは商工会表彰、あるいは京都府の連合会長表彰、そういうことで取り組みがなされておったということは承知をいたしておりますし、予算的な部分につきましても、今議員ご指摘の、今回最後のそうした2年に一度の表彰をする18年度の事業があるということで、若干の経費等につきましても、本年限りということで予算計上いたしておるところでございます、町長表彰につきましても、先ほど申しあげましたような理由で今回は取りやめにさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 農地、農業用施設の災害についてですけれども、区長さんなり、あるいは支所、あるいは本町の職員等で調査いたしまして、調査した結果が先ほど申しあげました45カ所ということで確認をしております。

それと、「小災害」につきましても、技術担当等と確認いたしまして、今回は対象がなかったということで確認をしております。

すみません、どうも。報告の回答は、すべて行ったということで私は理解をしております。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 土木災害関係でございますけれども、私どもにつきましては、応急工事、それからもう単独災害も施工しておりますことから、区長様には報告はしておらなかったわけなんですけれども、支所の方からも、区長さんから「どないなっているんや」ということでお声も上がっておりますので、現在、災害報告していただいた区について洗い出しをやりまして、近々に報告をさせていただく作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） それぞれまた再度答弁をいただいたんですけれども、今聞いておりますと、農林災害につきましては45件で、採択が大体見ておりますと率で20%ぐらい、また土木の関係では30%ぐらいやというようなことで、そのほとんどが不採択と、それだけ災害が基準にいつていなかったというようなことやというふうに思っておりますけれども、まだ回答ができていなかった点については、早急に区長さんの方に回答していただきたいというふうに思っておりますのと、今も、土木の関係は町の単独災害で対応されておるといように聞いておりましたけれども、農林の関係はそういう町単独災害がなかったというようなことでお聞きをしておりますが、なかったらなくて、大きな災害がなかったのかなというふうに思っておりますが、聞いておりますと、ある区長からは、そういう災害も30万円ぐ

らの被害もあったというようなことも聞いておりますので、再度また確認をしたいというふうに思っておりますが、1点、先ほども言いましたように、それでしたら13万円以下の補助対象外というのがほとんどであったのかなというようなことに思っておりますけれども、先ほども質問いたしましたように、旧町では13万円以下の「小災害」につきましても補助してきた経過もあるわけでございまして、今、町長の方から、大変厳しい財政難の折で難しいというようなことで答弁もあったわけですが、町も厳しいですけれども、町民の懐の方も今日の経済状況から言いますと大変厳しいわけでございまして、苦しいわけでございまして、苦しいのは町民もこれは一緒ですので、そういう中で農業情勢も大変厳しくなってきたおると。農林業に従事されておる方というのが、ほとんど高齢者の方で中心になってやっただいておりますので、そういう方のがんばりによって今日の農地が守られておるといふに認識をしておるところでございます。

このままこういう状態を放置いたしますと、生産意欲の減退にもつながりかねんというようなことですし、このようなときこそ住民の切実な要望に答えていくべきやというふうに思っています。そのことが生産意欲を喚起し、また農業のそういう再生産にもつながっていくものであるというようなことを思っております。

先ほどの災害で、時間雨量36ミリ、また17日から19日では209ミリというような非常災害の実態を聞いたわけですが、こういうときこそ手厚く手を差し伸べていただくというのが行政の果たすべき役割じゃないかな、このようなことを思っております。

この際、やはりこういう災害のあった場合には、特例として補助枠を広げるなど、要綱の見直しも含めて検討すべきであるというようなことを申し上げまして、最後の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 特に、「小災害」につきましては、現状、今担当課から説明をさせていただいたとおりでございまして、それぞれ受益の限定されるもの、あるいはまた特定されるもの、そしてまたその基準に達していないもの、それをいかに救っていくかというのも行政の使命であろうかというふうに思いますが、今回の災害は、今も申し上げましたように、本町にとりまして大打撃を受けたということにはならなかったことがいかにも幸いであったというふうに思っているわけですが、しかし、45件と言われるものは災害として現実にあったわけでございしますが、今後、そうした部分をどうとらえていくかということもあるわけですが、現状の考え方としては、今回の「小災害」、またそれ未満のものにつきましては、何とか自力で復旧をお願いしたいというふうに思っていると

ころでございます。

そうしたことで、今双方とも苦しいわけでございますが、行政を助けてやるというような機運を高めていただきましたら、これまた幸いであるというふうに思っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 次に、野間和幸君の発言を許可します。

17番、野間君。

○17番（野間和幸君） それでは、9月議会におけます一般質問を行いたいと思います。

通告しております文書を朗読いたしまして、一般質問にかえたいと思います。

多くの方々の願いを実現しようとのそれぞれの思いの中で、合併後のまちづくり等を示しながら、京丹波町がスタートして1年が経過しようとしておりますが、旧3町が合併を余儀なくされた原因は、歳入の減少が最大の要因であります。合併後のまちづくりの基本は、財政再建を抜きに希望の持てる京丹波町にはなり得ないのではないかと、そんなふうに思っております。

特に、歳入の増大を図るための抜本的手だてがないことから、行政のスリム化が基本と考えられます。京丹波町としての交付税の算定の確定もするなり、歳入の全体額が見えた状況の中で、これまで同様の歳出状況を継続することができないであろうことが把握できた今、合併以前にできたことが合併後なぜできなくなるのか、今日の財政状況も具体的に説明しながら住民に理解を求めていくことが必要と思うが、町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

また、合併による財政再建を進める上で、職員の適正化、経常経費のさらなる削減、投資的事業の見直しなど、どれをとっても骨身を削るような思いの中で取り組まなければならないような状況の中で、避けて通ることができない課題があります。具体的にどの部分から行政のスリム化に手をつけていくのか、あわせて答弁を求めたいと思います。

次に、情報収集と発信についてお尋ねをしたいと思います。

住民の顔が見え、一人一人の息遣いをうかがい知ることのできる町を目指した本町にとりまして、何より大切なのは情報の共有と、行政と住民の声のキャッチボール、あるいはそれぞれの思いのキャッチボールであります。合併により、広報紙や、それぞれ異なる情報媒体による地域情報の収集が可能になったことは、住民の会話の中にも話題としてかいま見ることができずし、地域の一体感醸成に寄与しておるものであります。

しかし、一方、多くの町民や京丹波町に関心を持たれている方々からは、合併当初の報道機関の情報量に比較し、最近の情報量の少なさが地域の動きを見えにくくしていると指摘されております。

当然のことながら、本町の情報提供は、基本的には町民を対象としておりまして、なかなか町外へアピールしにくいものがありますが、どのようにして本町を紹介するのか、どうすれば本町に足を運んでいただくのか、京丹波町のすぐれた自然の恵みを手にしていただくことができるのかと、今後本町が進めていく施策の方向性をアピールするためにも、また地域の活力ある動きをそれぞれの方々に知っていただくためにも、報道機関をはじめとして、より多くの情報媒体を通じた対外的な情報提供の必要性を感じておりますが、どのようにとらえられて今後の取り組みを進めようとされるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、情報収集についてお尋ねをいたします。

最近まで、一つの地域に100人の職員がおりましたが、現在では30人～50人になったことで、職員の顔が見えにくくなった、あるいは住民の声を聞いてもらえなくなった、そんなふうにお聞きをいたしております。合併前と今日とでは、人数の上でも比較できませんし、そうしたことによる側面も否定できない事実ではありますが、そうしたことを行政として克服していくことも、合併した町に突きつけられた課題であります。

これまでは、役所という城の中で、気丈に構えて、「用があれば出てきてお願いしろ」、「話を聞け」と言わんばかりの仕組みであったようにも一時期思われますが、合併した今だからこそ、これまでの仕組みや手法を検証し、住民の目線に合った取り組みが必要と思われまます。

今まで以上に地域に足を運び、日々変わりゆく集落の動向や、今足を運ばなければ見えない課題を的確に把握することにより、地域に求められる施策の対応が可能と思われまます。また、そうした取り組みこそが情報収集や情報発信をより効果的に進める一つの手だてではないかと思われまます。あわせて、合併による閉塞感を補うことがまたできるのではないかと考えまます。どのように考えておられるのか、答弁を求めたいと思いまます。

次に、無年金者対策についてお尋ねをいたします。

すべての方の加入によって、老後の安心を確保するための施策として、昭和36年4月1日に国民年金制度が発足いたしました。以来、45年が経過しておりますが、今は少数となりましたものの、無拠出の多くの高齢者の声として、「何もできなくなった者が、子どものすねかじりをせずにお小遣いがあることはありがたいことだ」と聞かせていただいたことがつい先日のように思い起こされまます。

しかし、最近の社会保険庁の考えつかないような暴挙によって、施策をつかさどる者への不信や、施策そのものへの不満、制度疲労の問題点など多くの課題があり、年金離れが若年層の間で散見されまます。

制度のありようは、今後、識者の議論が待たれるところではありますが、年金制度は必要不可欠のものと考えております。こうした制度について、一自治体が論じるところではないかもしれませんが、老後の収入を得る機会が極端に少ない当地域にとって、年金制度についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたしますとともに、数年前までそれぞれ町が集金をされておったわけですけれども、制度改革によりまして、直接振り込みという形になっております。そうしたことにより、なかなか見えにくくなっている部分があるとは思いますが、今日時点で加入有資格者の加入率はどの程度になっているのか、お尋ねをします。

また、それを前提として、未加入者への対応はどのようにされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

さて、最後に、大正15年以前の方には、丹波町では平成15年から、瑞穂・和知地域では14年から、高齢者福祉給付金制度が実施され、合併後も継続をして制度が実施されておられまして喜ばれておることは承知いたしております。が、大正15年以降の方々への、標記しております在日韓国・朝鮮人あるいは帰化されたの方々への対応はどのようにしてきたのか、さらに現在どのように対応されておるのか、お尋ねをいたします。

最後に、親水公園の災害復旧について考えを申し上げ、ご答弁を求めたいと思います。

和知地域の「ささゆりの里公園」の一部として整備された親水公園は、山野草の森、道の駅から自然双生公園をつなぐ重要な位置づけとして取り組まれたものでありますが、完成来、一度も住民や来町された方々に利用されることなく、二度の水害に見舞われ、一度は全面修繕を府の直営でされたところでもあります。

本来のねらいとして、安心して安全な環境の中で水に触れ、魚と戯れ、ゆっくり一日を親しんでいただく場としての目的を持って取り組まれたことではありますが、そうしたことを積極的に府に受けとめていただき、取り組まれたことについては、多くの感謝と和知地域への施策への理解にありがたく思っておりますが、近年の異常気象を考えると、再々整備されたとしても、自然の驚異による破壊がまた襲ってくるのではないかと考えます。将来にわたり、無傷で多くの方々にご利用いただける環境にはないと思います。

財政逼迫を理由に、あらゆる施策が削減される中で、同じところに先の見えない財政投資をされることは、住民の、ひいては府民の信頼を損なうものと考え、現状整理をすることで再々整備を思いとどまっていたかとともに、主要地方道の整備拡充や、緊急を要する事業に振り向けていただくよう府へ要望されてはどうかと思うが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、野間議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

1点目の、合併前のそれぞれの財政状況についてでございますが、90%台の経常収支比率、標準ラインである14%に接近していた起債制限比率、また一般会計、特別会計とも、公共事業投資に伴う地方債発行による後年度への財政負担の増加など、現実に対し、一方では国の財政再建に伴う三位一体改革措置のあおりを受ける中、到底単独での財政運営では数年後に転覆しかねない逼迫した現実にも迫られていたことであったと認識をいたしておるところでございます。

このことにより、財政再建に向けた早急の行財政改革が求められていた中において、我々が選択いたしました最大の行財政改革が「合併」であったと認識をいたしておるところでございます。

住民の皆様にも、行政に対して要望したことが実現されなかったことだけをもって行政を判断していただくのではなく、これの実現のために住民としてできることは何かといった自発的な発想により、積極的な参画あるいは行動を行う力こそがまさしく住民自治の原点であり、この部分について行政が支援をしていくことにより地域全体のまちづくりが推進できるよう、「行政」と「住民」との役割分担も明確にしつつ、自治運営を進めていく基盤づくりを行うことが今後の地方自治のあり方として大切な部分であると思っております。

今後、住民サービスを最大限維持できるよう、内部経費のさらなる精査や事業等の計画的な実施、また特別会計や各種団体等、財政措置の抜本的な見直し等を積極的に推進し、あわせて実質公債比率の抑制に向けた公債費における繰上償還なども行い、足腰の強い本町の財政基盤の確立を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、情報収集と発信についてでございますが、情報の発信については、週間行事予定表や各種の報道発表等を通じて、町の話題や行政情報を報道機関に提供しているところでございます。報道機関の編集方針もあり、提供している情報すべてが報道されるとは限りませんが、本町といたしましても、報道機関を通じた対外的な情報発信、町のPRの重要性は感じておりまして、今後も積極的に報道機関への情報提供を行っていきたいと考えております。

また、情報化社会の進展めまぐるしい今日、インターネットは全国へ、世界へ迅速に情報を発信できる手段として効果的であり、町のホームページを活用した情報発信の充実も図っていきたいと考えています。

次に、情報収集については、議員ご指摘のとおり、住民との対話や、地域へ足を運び、住民との直接的なコミュニケーションの中で、地域の動向や課題を把握する「現地・現場主義的」な姿勢は、行政と住民との信頼関係をつくり、合併市町村における住民主体のまちづくりを目指す上で重要な要素であると認識をいたしておるところでございます。

今後におきましても、住民との対話やコミュニケーション、住民に対して説明責任を果たすなど、職員一人一人の意識改革、能力向上を図っていくことはもとより、町政懇談会や広報紙、ホームページ等を通じた意見聴取、パブリックコメントの実施など広聴機能の充実、すなわち、住民の声やニーズ、地域課題などを広く収集し、施策に反映させるようなシステムづくりも図っていきたいと考えています。

次に、無年金者対策についてでございますが、まず年金制度についてどのように考えているかということでございますが、特に国民年金につきましては、社会保険事務所による年金保険料不正免除問題、保険料未納問題等、非常に厳しい状況であります。高齢者の方々の生活を支える「世代と世代が支え合う制度」として大変重要な社会保障制度と認識をいたしております。

1点目につきましては、本町の平成18年7月末現在での、原則的に年金加入有資格者となる20歳以上60未満の本町人口は8,021人であり、そのうち国民年金被保険者数は3,667人となっております。そのほかの4,354人は、何らかの共済年金または厚生年金に加入されていると推測しています。

従いまして、20歳到達者については、加入の強制適用、外国人登録者についても転入時等に窓口で加入勧奨を行っており、また、社会保険事務所においても加入の職権適用を行うなど、国民年金加入有資格者の加入率は100%と言えらると思っております。

2点目でございますが、日本国籍者、外国国籍者を問わず、転入時、国民健康保険加入時において国民年金への加入及び制度啓発を行い、届け出による加入をいただくよう努めております。

また、社会保険事務所との協力連携のもと、制度に対する周知徹底にも努めておるところでございます。

3点目についてでございますが、昭和36年4月に発足いたしました国民年金制度は、国籍条項がありまして、外国籍の方は加入することができませんでした。しかし、昭和57年1月に国籍条項が撤廃され、また、昭和61年4月の法改正により、在日外国人も加入できるようになりました。

基礎年金制度の導入により、国民年金等各種年金を合わせて25年間の加入期間があれば、

年金受給権を取得することができるようになっております。

また、60歳未満の在日外国人の方につきましては、加入することができなかった昭和36年4月1日から昭和57年1月31日までの最大248カ月を年金加入期間の合算対象期間とし、受給権確定のための救済期間としています。

本町では、昭和61年4月1日時点で60歳以上であったため、無年金となった在日外国人の方についての救済措置として、永住資格等一定の条件を満たしている方に対して、在日外国人高齢者福祉給付金支給制度を設け、月額8,000円の給付を行っているところでございます。

また、平成16年10月からは、京都府の制度として在日外国人無年金者緊急支援事業が設けられ、昭和61年4月1日の国民年金制度改正時に制度の対象外となった高齢または重度障害者である方等、一定の条件を満たしている方に対し、給付金が支給されております。

なお、以上の制度改正等については、旧町においてそれぞれ啓発等の取り組みが行われ、今日に至っておるところでございます。

最後の、親水公園の災害復旧についてでございますが、坂原地内の由良川親水公園は、旧和知町の「ささゆりの里」周辺の自然環境を一体的に利活用する目的で、京都府において整備いただいたところですが、平成16年の完成後、台風23号により被災を受け、その復旧後間もない本年7月に、豪雨により再び被災を受け、現在に至っておるところでございます。

今回の復旧方法等については、京都府においても洪水時に被災を受けない構造での復旧を念頭に、抜本的な復旧対策を検討されていると聞いておるところでございますし、園部土木事務所、南丹土木事務所の所長の方からも、後日また京丹波町とも相談を申し上げながら、今申し上げたような対策を練っていききたいというふうなことで、現状伺っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） いろいろお答えをいただきまして、理解できるところはあるわけでございますけれども、まず財政問題についてであります。こうしていきたいとお考えになることは当然進めていかなければならないわけですが、住民に対して、このことから取り組んでいく、その前提でしっかり住民に対する説明責任というものを持っていただかなければならぬわけですが、こういう状況の中で、この問題から取り組んでいく、なぜそれから取り組んでいくのかといったこともしっかり説明をしていく必要があるのではないかと、そして、具体的な方針を示すことで町民もまた理解されていくのではないかと思うわけでございますけれども、そういった点についてもう少し具体的にお答えを賜りたいと思いま

す。

次に、無年金者対策でありますけれども、今、町長の答弁の中にありましたように、ご答弁では加入率が100%ではないか、そういうご答弁であったと思いますし、在日外国人、特に韓国・朝鮮人に対する対応については、しっかりそれぞれの地域で対応されてきたのではないかというようなご答弁でありましたが、現実の問題として、無年金者がおられるという現実があるわけです。それは、どのようにしてそういうことが起きたのか、今さらそれを根掘り葉掘りほじくってみても、だれが悪いんやということにしかありませんのでどうにもならないわけですけれども、現実の状況をどう対応されていくかということが大切だと思います。

特に住民課長には、その方から、直接出会われてお話も聞かれたと、そんなふうにするわけですけれども、ある意味でそういった方々に対して、既にいわゆる制度として利用されておる京丹波町在日外国人高齢者福祉給付金の支給要綱そのものの内容を少しいじることで補完できていくのではないかな、そんなふうに使われますが、いずれにしても当町だけの問題ではなからうというふうに思っております。

当然、他の地域にそういった方がおられると私は推測しておりますので、なければ京丹波町自身が考えていかなければならんことかも知れませんが、上部団体との協力の中でそういった問題をどう解決していくのかということもしっかり示されることが大切じゃないかと、そんなふうに思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、親水公園の災害復旧についてお尋ねしたわけですけれども、同じような方法で、手法で取り組まれるのでありましたら、もうあの地域の整備は必要がないのではないかな、むだな投資になるな、そういう心配をしたところでございます。

幸い、今も町長の答弁にありましたように、しっかりと悔いの残らない対策をとっていただけるという、そういう確信が得られますならば、あえてこういった問題を取り上げたこと、少々恥ずかしく思っております。

このことが、今答弁がありましたように、しっかりと実行されて、町民の中にある、地域の中にある府の施策に対する不信が生まれないように、格段のご努力を賜りたい。

あわせて、ご質問とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 財政問題につきまして、どのところから取り組んでいく、またそのことについて町民にしっかりと伝えていく、理解を求めていく、このことが大事ではないかというご指摘でございます。

財政問題等につきましては、先般、議員の皆さん方にも全協の中で、今抱えております課題等について一定の説明をさせていただいたところでございまして、非常に今本町が置かれております基盤そのものにつきましては厳しいものがあるわけでございます。そうした中で、先ほどから申し上げさせていただいておりますように、住民と行政とが一体となって、今後限られた財源でいかに皆が求めているまちづくりを進めていくか、こうしたことがこれから求められているというふうに思っております。あれもこれもという時代は済んだというふうに私は認識いたしておりますので、どれを選択して、どれをあきらめるか、このことが今私どもにもでございますし、町民の皆さん方にもそうした厳しい選択も同時にさせていただくための現状をお知らせをして、理解を求めながら一步一步まちづくりを進めていくことが今求められているというふうに思っております。厳しい中にも優遇をされております合併した市町にとりましては、今の時期に少し皆さん方にご理解をいただきながら、財政基盤を強固なものにしていく、このことが一番重要でないかというふうに思っております。言い尽くされた文言ではございますけれども、最少の経費で最大の効果を上げることが皆さんとともに念頭に置きながら今後も進めていきたいというふうに思います。機会あるごとに町民の皆さん方に、あきらめていくということではなしに、こういう厳しい現状の中でみんなの知恵を出し合いながら、京丹波町として生き残るためのお互いの努力をしていく、こうしたことの意味形成ができていくような方向を目指してまいりたいというふうに思っているところでございます。

無年金者の関係で、現実的にそういう方がおられる、そしてまた本町だけではなしに、以外のところにもそういう方がおられるのではないかというご指摘でございまして、こうしたことにつきましても、私どもの町だけで解決できない部分もあろうかと思っておりますし、今後、ご指摘の件につきましては、町村会あるいは関係の会議の中でご相談を申し上げながら、また、ともどもそうしたことが解消されますように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

親水公園等につきましては、本当に今日まで京都府として、町民がそこで、多くの皆さんが利用いただけるようなこととして巨額の投資をしていただいたわけでございますが、現状がああいうことになりましたので、京都府としても、先ほど申し上げましたように、もう一度同じような形で運営をするということは避けざるを得ないということでありました。それならそのまま放置をするのか、あるいはまた少し考え方を改めて、改善を加えながら整備をしていくのか、この辺については少し時間をかけてでもいろいろと京丹波町と協議をしながら進めてまいりたいというようなことでもございましたので、また地元の皆さん方のご意見も

お聞かせをいただきながら、京都府と協議をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

本日、議事日程を残しておりますが、明14日に延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

ご異議なしと認め、よって、本日はこれで延会することに決定しました。

ご苦労さんでございました。

延会 午後 4時35分